

# フランス一七九三年憲法とジャコバン主義 (7)・完

—アンラジエ派の憲法原理・まとめ—

辻 村 み よ 子

## 序章 問題の所在

—フランス憲法史における一七九三年憲法の意義

### 一 本稿の目的と分析視角

### 二 一七九三年憲法をめぐる研究状況

歴史学における一七九三年憲法の位置づけ

## 第一章 (2) (1) フランス革命とジャコバン主義

憲法学及び憲法史学における一七九三年憲法の位置づけ

### 一 フランス革命の構造と憲法思想

### 二 フランス革命の担い手と憲法思想

一七九三年の革命状況

### 一 ジャコバン派とジャコバン主義

ジャコバン・クラブの展開

### 二 一七九三一九四年のジャコバン派とジャコバン主義

### 一 一七九三年憲法の成立

経過

(以上(2)、一八号掲載)

二 (2) 国民公会での審議と条文の変遷

一七九三年憲法の成立と憲法私案の特徴  
人民投票による成立

一七九三年の憲法私案の特徴

(以上(3)、二〇号掲載)

### 第三章 一七九三年の憲法原理

一 ジロンド派の憲法原理  
コンドルセの憲法思想とジロンド憲法草案

(1) (2) ジロンド憲法草案の原理

II 人権原理

I 人権原理

二 モンタニユ派の憲法原理  
エロー・ド・セシエルの憲法思想と一七九三年憲法草案

(1) (2) 一七九三年憲法の原理

II 統治原理

I 統治原理

三 ロベスピエール＝ジャコバン派の憲法原理  
ロベスピエール＝ジャコバン派の憲法思想

(1) (2) ロベスピエール草案の原理

II 人権原理

I 人権原理

四 アンラジエの憲法原理  
サン＝キュロットとアンラジエの憲法思想

(1) (2) ジャン・ヴァルレの憲法原理

II 統治原理

I 人権原理

(以上(5)、二九号掲載)

(以上(4)、二二号掲載)

(以上(6)、三一号掲載)

## II 統治原理

### 第四章 一七九三年憲法の歴史的意義と限界

#### 一 一七九三年憲法の歴史的意義

- (1) 革命後期の民衆運動と一七九三年憲法
- (2) 革命期以後の歴史的機能

#### 二 一七九三年憲法の限界と諸問題

- (1) 人権原理上の限界
- (2) 主権原理上の限界と問題点
- (3) 主権・人権両原理の交錯について——今後の課題

資料 一七九三年憲法（人権宣言）、ジロン・ド草案（人権宣言）、ロベスピエール人権宣言案、ヴァルレ人権宣言案、訳文  
比較対照表  
(以上7、本号掲載)

### 四 アンラジエの憲法原理

- (1) サン＝キュロットとアンラジエの憲法思想
- (2) サン＝キュロット運動とその理念
- ① サン＝キュロットの構成と運動基盤

サン＝キュロットとは何か。これについてある資料は<sup>(1)</sup>。

「サン＝キュロット (Sans-culotte) ……それは、いつも徒歩でやも……巨万の富も、城も、召使ももたず、全く質素に、妻子とともに、もしやうトペーの五・六階に住む者である。そして彼らは、役に立つ。なぜなら、彼らは、畑を耕し、鉄をきたえ、鍛ひき、やりりをかけ、屋根をふき、靴をつくり、共和国を救うために、自分の血の最後の一滴まで流すことを辞さないのだから。……夕方、サン＝キュロットは、セクションに出席する。演壇の

他の市民から際立たいために、髪粉をやりかけ、じゃらうの香水をつけ、長靴をはいてくるやからとは違つて、サン＝キュロットは、全力で善良な運動を支え、政治家たちのいまわしい一派の運動を粉碎するために、やつてくれ。そして、サン＝キュロットはすべての悪人の耳を裂くために、つねに針金と砂利をもや、時には短刀をもつて歩く……」と。

このようだ、サン＝キュロットとは、社会的な地位も富ももたぬ民衆の総称であり、「キュロット」(半ズボン)をはいた貴族や上層市民と対比して、長ズボンをはいたことからこう呼ばれた。<sup>(2)</sup> さらに、サン＝キュロットは、愛国の大革命的・政治的民衆の呼称でもある。それは、政治的カテゴリーで用いられ、主として都市で、自律性を伴つた政治運動の主体となつた政治的な民衆を意味していた。<sup>(3)</sup>

サン＝キュロットの社会構成をみると、彼らは、何ら一つの階級を構成してはいたわけではない。彼らは、手工業者・小規模店主など小ブルジョワを中心にしてはいたが、上限には、大商人や農業経営者など生産手段の私有によって利益を享受しうる者から、下限には、事実上賃労働化した手工業者・職人 (compagnons)・雇工者 (journaliers) を含み、時として、両者の間には対立する存在していた。<sup>(4)</sup> もうとも、賃労働者といひても、工場プロレタリアートのような資本主義下の労働者ではなく、むしろ小企業主とともに生活して働く家の工業の奉公職人がほとんどであった。そのうえ、彼らには、階級的自覚は存在していなかつた。この点について、ソブールは、「手工業者 (artisans) =自営の家内工業職人」は、奉公職人 (compagnons=ouvriers) の身分に陥るのを恐れていた。奉公職人は生活物資の高騰をひき起こした買占人 = 大商人を憎悪した<sup>(5)</sup> と指摘する。サン＝キュロットの活動分子の大半がこの奉公職人に属するものであつたにせよ、彼らは、大商人や手工業者たちに対し、労資間の明確な区分を前提にした階級意識を共有していたというにはあまりにも未成熟であつた。このことは、当時の資本主義的集中の度合を示すものもあり、また、彼らの間に階級的な团结が存在しなかつた状況をも示している。したがつて、サン＝キュ

ロット運動 자체를, 階級基盤あるいは階級意識において同一の、統一的な政治運動と解することはできない。

そこで、彼らの政治活動の基盤と形態が問題となる。サン＝キュロットの政治的実践は、主として、セクションを基盤にするものと、民衆協会 (sociétés populaires) を基盤にするものの二系列にわかれていった。<sup>(8)</sup> 一七八九年の革命勃発時には、民衆運動は定着した基盤がなく混乱の状況にあったが、一七九〇年の春以降、初期の民衆協会が発生し、セクションが自治組織として政治化した。とくに一七九二年から一七九三年にかけて非常に大きな役割を果たしたのは、セクションである。

#### (i) セクションの組織と役割

一七八九年春、セクションは、すでに三部会代議員選出に関する選挙区単位として存在していた。同年一二月一四日のデクレは、地方自治体全域で選挙区としてのセクションの構成を確認し、一七九〇年五月二一日のパリ都市法は、パリについて、ディストリクト (district) を廃止して四八セクションに区分したうえ、セクションを基盤として新たなパリのコミューンを組織した。<sup>(9)</sup> これによって、パリの各セクションは、まず、選挙区として機能するため、第一次集会と選挙人会をもつことになった。前者はすべての能動的市民から成り、後者は、これによつて選出される選挙人から成つていた。一方、セクションは、コミューンの新設に伴う行政下部機関としての機能の獲得によつて、常設の市民委員会 (comité civil) を発足させた。<sup>(10)</sup> この市民委員会は、警察職務の補佐のほか、食糧供給や救済等の一般行政に関与し、セクション内の執行部的存在であった。しかし、しだいにコミューンの下部組織的性が強まるといふと、比較的裕福なサン＝キヨロット上層によつて構成されたこの委員会は、セクション内の民衆から遠ざかり、曖昧な性格をもつようになつた。これに対して、一七九三年三月二一日に成立して以後、セクションの革命実践の場として力をもつたのが革命委員会である。この委員会には、比較的下層の活動分子が集まり、一七九三年九月には反革命者の逮捕状公布権をもつなど、有力な権力行使が可能とされていた。

また、委員会と並んで重要な機能を果たしたのが、市民全体から成るセクション総会 (assemblée générales) である。一七九〇年五月二一日のデクレでは、コミューンの監督に服することが定められたほか、その機能や会期・目的などは自由であったが、一七九一年五月一八一二二日のデクレで、総会の開催が純粹に自治体行政目的のものに制限されることになった。<sup>(12)</sup>これを契機に、セクション総会の“常時開催”を要求する運動が高まり、一七九二年七月にそれが実現した後は、セクション総会は、民衆の政治参加の第一の基盤として機能した。すなわち、人民の自治の実践の場であると同時に、主権行使のための第一次集会と同様、選挙や当選者の審査等について、人民が直接討議し、議決する場となつた。

現に、市長選挙を契機にセクションの活動が高揚した一七九二年一〇一一月のパリでは、セクション間の連帯をめざした指導者たちが、パリの四八セクションからの代表九六名を集めて、エヴェシエ (Eveché=旧司教館) を拠点にした全セクションの中央委員会を形成し始めた。<sup>(13)</sup>この中央委員会こそ、後にみる過激派リーダー、ジャン・ヴァルレ (Jean Varlet) を中心にした人民主権実現のための組織であり、一七九三年五月三〇日一六月二日の蜂起の主体であった。<sup>(14)</sup>しかし、一方で、このようなエヴェシエの勢力とは別に、同じくセクションに基礎をおく勢力がコミニューンに存在していた。それは、四八セクションの代表からなるコミューン総評議会 (conseil général) であり、特に一七九三年の春以降、エーベル派の支配下に、セクション中央委員会と対抗しつつ、国民公会を圧迫する大きな勢力となつていた。<sup>(15)</sup>

#### (ii) 民衆協会

民衆協会は、一七九〇年春から成立した政治的クラブであり、当初は、誰でも自由に加入しうる、地域住民の政治的啓蒙のための組織であつた。<sup>(16)</sup>この点で、従来のサロンや、議員中心のジャコバン・クラブとは違つて、自由な市民の結合をめざす組織であったといえる。そのなかで、一七九一年春以来マラーの活躍を中心に隆盛をきわめた

コルドリエ・クラブ (Club des Cordeliers) は、当時でおよそ一七箇所位あつたといわれる小規模な民衆協会のなかで指導的役割を演じるようになり、全国的な政治結社となつて、いたジャコバン・クラブと競う立場にあつた。

コルドリエ・クラブは、制限選挙制批判、国王の拒否権への反対、憲法の人民による承認の要求など、議会に対し、民衆的な意見を表明し続けていた。わけても、一七九一年六月、国王のヴァレンヌ逃亡に端を発した「王位廢止の請願」は、他のいかなる急進グループにも先がけた注目すべきものであつた。<sup>(17)</sup> 発足当初はその構成員が「富裕な教育あるブルジョワであった」にせよ、一七九三年には、後述のアンラジエの指導者たちが入つていたことからも、急進的な民衆が中心となつたことが理解できる。そして、一七九三年六月以降は、セクション内の協会として革命政府の攻撃をうけ、弾圧と民衆の遊離という条件のなかで法の網をくぐりつつ継続し、やがて「バブーフの陰謀」への道が用意されていった。

## ②サン＝キュロットの社会理念

ソブールは、その大著『共和暦Ⅱ年のパリのサン＝キュロット』の第二章で、サン＝キュロットの社会理念を抽出し、それから派生した諸要素を現実の運動に即して多面的に考察した。<sup>(18)</sup>

彼は、次のように指摘する。「サン＝キュロットの生活条件と状況が、彼らがその社会的要求の中心にパンをおいた理由を説明している。彼らは、漠然とではあるが、そこから生存のための権利の承認をひき出した。……彼らの要求が状況の影響下で明確化されたため、そこに首尾一貫した教義的な体系をもとめることはできないだろう。「しかし」民衆の心性「マンタリテ」と行動を特徴づける彼らの団結は、根深い平等主義に由来する。すなわち、すべての人間にとつて生存の条件が同じでなければならないということである。こうして、サン＝キュロットは、不平等を生む無制限な所有権に対して享受の平等の原理を対置し、そこから、公的扶助や教育の権利などに至るいくつかの社会的 requirement をひき出す」と。<sup>(20)</sup>

このよろんなソブールの分析は、從来から「小ブルジョワ平等主義」として理解されてきたサン＝キュロットの社会理念の具体的な内容を明らかにすることに貢献した。<sup>(21)</sup>同時に、モンターニュ左派ら議会派の「小ブルジョワ平等主義」との相違も浮き彫りにした。以下、ソブールの研究に従って、サン＝キュロットの社会理念を概観しておこう。

#### (i) 生存のための権利から享受の平等へ

サン＝キュロットの社会理念は、生存のための権利 (droit à l'existence) の保障からの出発した。もうとも、通曉したミリタン（活動家たち）でさえ必ずしも理論家ではなかつたために、この権利についての理論的な正当化は明確ではない。しかし、この権利は、食糧問題に関する種々の事件のなかでしだいに承認され、この前提から、彼らは当然に、享受の平等 (l'égalité des jouissances) を導いた。

とくに一七九三年の最初の数カ月間に、食糧不足の現実が戦闘的な民衆をして社会問題への態度を決めさせた。一月七日、ギャルド＝フランセーズ (Gardes - Françaises)・セクションでは、「貧者が富者の意のままにされではならない」とが宣言され、「そうしなければ、人間は権利において平等であることをやめ、貧者の生存は、富者が最も苛酷な法律を貧者に課する度」とに危険にさらされてしまう」ことを確認した。<sup>(22)</sup>彼らにとっては、平等原理が第一に実現されなければならないのは食糧供給問題であるという認識から、生存のための権利（生存権）を、最小限に飢えをしのぐに足る食糧を得る権利として観念していたことが窺える。

一方、生活面からのこの要求は「富の不平等」の認識と結びつき、民衆の社会的平等への熱情を呼びました。ソブールは、この根深い平等主義こそ、サン＝キュロットの思想と行動の紐帯であったと理解しているが、一七九年には、平等とともに「享受の平等」の達成が革命の第一目標とされた。「平等は、生活面のすべてにあてはまらない限り意味はない。金持ちは貧者より少しもいい生活をしてはならない」という言葉どおり、この「社会の恵みを

「享受する機会の平等」としての「享受の平等」は、食糧をえるための要求から、しだいに公平分配の要求に進んでいった。

「過剰所有は、人民の権利の明白で根拠のない侵害である」という考え方から、「平等の体制にあっては、富も貧困も消滅しなければならない。もはや、金持ちにとつても貧乏人にとっても、ただ一種類の小麦粉のパンだけしか存在しない」という決定がコミニューン総評議会でもなされるようになり、エバールとショーメットの友と称するコルドバール (Cordebar) が、セクション総会で次のように述べた。「もし、君が私より金持なら、君は私に君の財産を分けなければならない。もし人々がそれをのぞまないなら、力に訴えなければならぬ」と。また、「年に四〇〇〇～五〇〇〇リーブルの金利生活者には、土地均分法が不可欠である」と一七九三年五月に宣言して後に逮捕されたポタン (Potin) の言葉からも、エーベル派に近いサン＝キユロットのなかには、財産分配を強制するいわゆる「土地均分法」の思想に到達していた者がいたことが窺える。<sup>(28)</sup>

#### (ii) 享受の平等から所有権の制限へ

しかし、一般には、サン＝キユロットは、所有権自体に何ら挑戦しようとはせずに、「享受の平等」の要求から「所有権の制限」を導いた。彼らにとつては、制限のない所有権行使こそが不平等の根本原因であり、排除すべきものであつた。そこでまず、農業生産物に関する所有権を攻撃し、ついで耕作者または土地所有者の所有権を制限し、農作物の取引きを統制する考えに至つた。彼らは、あくまで消費者の立場から生活必需品の物価安定要求をめざしており、これらの要求は「農作物は、共和国に返される寄託物としてしか、耕作者または土地所有者によって扱われてはならない」とする一七九三年二月七日のギャルド＝フランセーズ (Gardes-Françaises)・セクションの決議<sup>(27)</sup>や、後述するジャック・ルーの請願などで、「食糧を共和国の万人に帰属せしめ、耕作者には手当を支弁するといふ原則」として表明された。農作物の所有権は、何ら時効不消滅の自然権ではなく、社会的立法によつてその自由

な行使が制約されなければならないとして、サン＝キュロットは、マキシマムの要求や取引の自由の抑制についての請願をくり返し、一部のセクションでは、現実に食糧供給と取引の自治化・国営化を構想していた。<sup>(28)</sup>

しかし、サン＝キュロットは、すでに小所有と強く結びついていたために、決して所有権そのものを否定することはなかった。「誰も一つの仕事場、一つの店より多くのものをもつことはできない」という言葉が、彼らの「小所有者社会」の理想を表明していた。<sup>(29)</sup>彼らは、富の不平等を漸次消滅させて所有者数を増やすことをめざし、各人の生存に必要な範囲以上に余分に所有しえないと解することで、ルソーの社会理念を共有していた。このことは、サン＝キュロットの書いたパンフレットに、ルソーがしばしば名示的に言及されていたことによつても明らかである。<sup>(30)</sup>

現実の資本主義化の流れのなかで、その本質を理解しえないまま、時としてブルジョワジーと協力し、自由主義的な経済思想を借用したサン＝キュロットの社会理念は、その理論化・統一的方針の欠如と相まって、保守的・空想的性質をもつていたと解することができる。<sup>(31)</sup>しかし、少なくとも、彼らは、生存権の観念から所有権の制限をひき出し、生存権を享受の平等を保障する唯一の手段として位置づける方法を確立した。また、所有権の自然権性を否定したのみならず、社会的平等の実現のために公的扶助の制度の確立、産業集中の禁止、公教育の創設等、多方面の具体的方策を構想していた。次にみるこれらの社会的要求とその実践は、「モンターニュ派の憲法を一步進めた」といわれるものばかりである。

⑦ 商業資本への敵対 サン＝キュロットの商業資本への敵対は、まず通貨取引に反対する執拗な請求の中に現れた。当時は、金銀の流通がアシニア紙幣の信用を下落させて経済と生存の危機を招いていたため、一七九三年二月には、すでに通貨売買の禁止が要求されていた。<sup>(32)</sup>国民公会は、同年四月一日、一応この要求に従つたが、現実に通貨売買や投機は消滅することはなかった。そこでサン＝キュロットは、五月一日証券取引所の閉鎖を要求し

た。そして六月二十五—二六日のジャック・ルーの強迫的請願と暴動の翌日、国民公会は、パリの取引所を閉鎖した。一方、アンシャン・レジーム末期から増えはじめていた株式会社に対しても、サン＝キュロットは禁止の要求を繰り返し、八月二十四日に国民公会が金融会社を禁止、ジェルミナール二六日（一七九四年四月一五日）には、すべての株式会社を差別なく禁止することを決定した<sup>(33)</sup>。しかし、実際には、戦争の進行による軍需製品の需要増加に伴って、その製造をブルジョワジーの手に委ねることが不可避となり、経済活動の自由化のなかで、しだいにサン＝キュロットの運動は無力化していった。

① 税制 税制についても、サン＝キュロットは「富者と貧者の格差を減少し、生活条件を平等にする」という基本精神を根底において「富者と革命の敵に対する課税によって貧者を救済すること」を目標とした。現に、九年二年八月一〇日以後、「国税の主要部分を金持ちのみが負担して財産のない市民の税負担を軽減する」試みがしばしばセクションで実践され、セクション総会の決議によって「武装」や志願兵の確保、留守家族の救済に必要な額を税もしくは募金という形で金持ちに課することが実現しつつあった。このような要請は、一七九三年三月に三〇万人の徴兵が決せられた後は一層強まり、アンディヴィジビリテ (Indivisibilité)・セクションでは六月四日、毎月富裕な市民一人について一〇〇リーブル、セクション内の十五の会社について三〇〇〇リーブルを寄付として課することを決定していたなどの例が存在する。しかし、多くのこうした努力は、フリメール一四日（一七九三年二月四日）のデクレで否定され、以後は、自発的な寄付を除いてセクション内の租税徵集は禁止された。ソブールは、この点についても、サン＝キュロット内部には個人的財産に固執する者が多くあり、「人民による税制」には限界があつたことを指摘している<sup>(34)</sup>。

② 労働権と公的扶助の確立 サン＝キュロットは、生存権の必要的な帰結として、労働の権利と公的扶助をうける権利を主張した。

一七九三年五月二二日グラヴィリエ (Gravilliers) やクションは、サン＝キヨロットの生存の糧を公共事業によって保障することを国民公会に対し要求した。また、七月二七日メゾン・マニューナ (Maison Commune)・セクションの請願では、生存権から出発して公務の開放を帰結しており、オム・リーブル (Hommes-Libres) 協会の請願でも、「自由と平等が支配する国家では、公務は社会の無産階層と勤労階層の財産である」と宣言していた。

五月八日アンヴァリッド (Invalides)・セクションの要求では、さらに、孤児・失業者への富者の寄付による救済をはじめとして、公的扶助の実現とその組織化が強硬に主張されていた。これに対して、国民公会は、一七九三年五月四日のデクレで「志願兵の留守家族に対する救済」を認め、六月二十四日の憲法で扶助をうける権利および労働可能な者に対する労働の供与を明記したが、具体的な実現はないままであった。そこで一七九三年冬頃には、セクションや民衆協会内部にその扶助の組織化の運動が試みられ、不完全な形にせよ社会保障制度の基礎ができることになった。<sup>(35)</sup> ただし、彼らの運動は、旧来の慈善という考えに出発しているものが多く、労働を権利として要求しながらも、なおその理論的整理がされないままにどどまっていた。そして多少とも実現された扶助の組織も、テルミドール反動によつてすべて無に帰した。

③ 公教育 サン＝キヨロットは、教育の重要性を認識し、その他の諸要求と同様にこれを社会的な権利として追求した。生活条件を改善し、金持ちの支配を崩すために教育が不可避であり、また、もしそれがすべての人々に保障されなければ、教育が金持ちの特権となることを知つていたからである。とくに、一七九三年六月二日以降、民衆の勝利を確固たるものにするために、公教育機構の確立とその民主化が急務となつた。<sup>(36)</sup> 国民公会でも六月二十四日の人権宣言で教育の権利と機会均等を承認し、七月一三日には、ロベスピエールがルベルチエの原案による公教育案を発表して民衆の要求に応えようとしていた。しかし、具体的な政策は実施されなかつたため、いくつかのセクションや民衆協会でみずから学校を開設し、サン＝キヨロットの社会的地位向上に貢献をしたが、学校の維持に

は無数の困難が伴つた。フリメール二九日（一七九三年一二月一九日）のデクレは、一定程度民衆の考えをとり入れつつ、自由だが国家支配の強い形での教育体制の設立を初等教育について認めた。<sup>(38)</sup>しかし、戦争状況の継続の前にその着手は怠られ、サン＝キュロットの教育への熱情はしだいに無視されていった。

さて、以上のようなサン＝キュロットの社会的実践は、いずれも彼らの生存権への信念と社会的平等実現への熱情を、現実の革命行動のなかで具体的に示そうとしたものであつた。彼らの社会理念は、こうした現実のなかで形成され、体得されたものであつたが、それ故にまた、必ずしも確固とした理論的体系をもちえてはいなかつた。この点こそ、サン＝キュロット運動の特徴であると同時に、彼らの社会理念としての「小ブルジョワ平等主義」の内在的な限界でもあつた。通常は、彼らの社会理念を代弁したものとしてアンラジエ（過激派）ジャック・ルーの六月二十五日の請願が引用されるが、後にみるよう、アンラジエの理念との間にはかなりの距離が認められる。

### ③サン＝キュロットの政治理念

サン＝キュロットの社会理念としての「小ブルジョワ平等主義」に対応するキーワードは、政治理念については、「直接民主制」あるいは「人民主権の実質的行使」であろう。<sup>(39)</sup>サン＝キュロットは、主としてセクションでの自治活動や政治的実践を通して、幅広い解釈に基づいた人民主権の原則を忠実に追求し続けた。ソブールは「デモクラシーについてのブルジョワ的な概念と、革命政府の急務は、サン＝キュロットの政治的傾向と調和しうるのか」という問題を提起している。<sup>(40)</sup>以下、ソブールに従つてサン＝キュロットの政治理念を概観しよう。

#### （i）人民主権の原則

まず最も根底にあつたのは、「主権は人民にある」という人民主権の原則であった。それは決して抽象的なものではなく、人民の諸権利の全体を実現するための基礎であり、主としてセクションの集会に結集した人民の具体的権利の実現に係わる原理であった。彼らの人民主権は決して他からの借物ではなく、みずから言葉で表現し、革命の

なかで確認することによって築きあげたものであった。彼らは、人民主権の行使を、全面的かつ全領域にわたって確保するために次のような構想をもつていた。

#### ⑦ 立法権

「市民がその作成に参与しなかったすべての法律は恣意的である」とか、「法律は人民によつて作られ、人民の裁可をうけなければ価値はない」という言葉が、サン＝キュロットの「人民による立法」の原則の核心を示していた。<sup>(41)</sup> とくに、法律の裁可は人民主権実現のための本来的な要求であり、一七九二年九月のデ・アル (des Halls)・セクション、ポワソニエ (Poissonnière)・セクションの表明をはじめ、同年一月二日のピク (Pique)・ヤクションの草案、一七九三年六月五日のモン＝ブラン (Mont-Blanc)・セクションの表明などによつて示された。<sup>(42)</sup> ただし、そこでは直接民主制の原理が明確にされていわけではなく、現行の代表制を存続させつつ、民主主義の要請と一致させるための救済手段としてこれを求める傾向にあつたといえる。

一方、同じ目的から、サン＝キュロットは命令的委任論に到達していた。彼らは「議員は、代表と呼ばれてはならない」として、議員を人民の受任者 (マンダテール) と呼び、主権者人民が、受任者をして人民の意思に従わせる権利をもつことを確認し、ルクレール (Leclerc) は、一七九三年八月二一日の『人民の友』で「代表された人民は自由ではなく、代表という形容詞を容易に与えてはならない。……意思是代表され得ない」とことを明言していった。<sup>(43)</sup> 次に、彼らは、間接選挙の弊害を補うものとして議員の審査・議員 (censure) を要求した。マルセイユ・セクションのラクロワ (Lacroix) が「間接選挙制は、人民主権の破壊であり、陰謀者にのみ歓迎されるものである」と告発して、全受任者が人民によつて第一次集会で指名されることを要求したように、<sup>(44)</sup> 直接選挙制の要求は相当に強いものであった。また、議員の監督と罷免についての要求は、抽象的概念としてではなく革命実践の必要に応えるものとして、とくに緊迫した状況下で強く主張されていた。一七九二年秋からジロンド派とモンターニュ派の対立、一七九三年三月の危機、六月二日の政変という革命の過程のなかでは、人民による議員の責任追及の原則が理論的

に正当化され、議員の不可侵性を主張していたジロンド派が、現実に人民の主権の行使によって解任された。<sup>(45)</sup> もつとも、議員の罷免手続はモンタニュ派の政権下になつても何ら法制度化されなかつたため、セクションでは、機会あるたびに「人民の主権は、人民の信頼に不忠実な議員や全公務員を召還する権利をもつ」ことが繰り返し確認された。

④ 司法権 ソブールは、「主権についての民衆の理解のなかに権力分立は存在しないだろう。立法者としての主権者人民は、同時に裁判官としての主権者でもある」と指摘する。<sup>(46)</sup> 一七九三年五月一六日、ルクレールが「司法はつねに人民のなかにある」とコミュー総評議会で宣言し、いくつかのセクションでも「法廷は人民によつて形成され、人民自身である」とが表明された。<sup>(47)</sup> すなわち、司法権は常に主権の属性の一つであり、セクション民主主義 (démocratie sectionnaire) の体制では、全く必然的に、司法権は人民の大権とされた。したがつて、裁判官の任命権も人民に属すべきであるとされ、国民公会がこの問題で手を焼いていた間に、サン＝キュロットは、セクションや人民裁判所による「人民の裁判」の理念を形成していた。

⑤ 行政権 サン＝キュロットは、人民主権の名において、行政組織とその職員の監督を要求した。人民主権の下では行政権も究極的に人民に属することは疑いないからである。一七九二年一二月一四日ボン・コンセイユ (Bon Conseil)・セクションは、「行政府全域にわたる執行権の行使を休みなく監視する」と、パリ中の行政職員の名簿を公表し、職務の改革・人事交替等を強制できるようにすること<sup>(48)</sup> を要求していた。また、多くのセクションから、任期終了後の公務の報告の強制、職務内容の追及、そのための委員会の設置等を可能にする事が要求され、義務に違反したすべての公務員の召還もこのなかに含まれていた。

これらの諸要求によつて、現実に公務員はセクションの人民の監督に付され、一七九三年冬までの間に、事実上セクションの公務員審査権が確立させていたといえる。また、人民による行政監督の原則は、当然に軍事の領域に

も適用され、サン＝キュロットから戦況報告の要求や上官の行動の監督、ヴァンデ地方への兵士派遣のための委員会の設置等、多くの要求が出されていた。<sup>(50)</sup> 後述のアンラジエの綱領にも示されるように、当時の状況では、軍事の監督は非常に重要な問題だったものである。

## (ii) セクションの自治

さて、「サン＝キュロットのミリタンにとって関心が強かったのは、中央の政治よりもむしろ地方「地域」の政治であった」とソブールが主張するよう<sup>(51)</sup>、彼らの重要な直接的な政治課題の一つは、「セクションの自治と常設(permance)」であった。当時、セクションや民衆協会を政治基盤としていたサン＝キュロットにとっては、選挙区単位と結びついたセクションは、第一の人民主権具体化の場であり、政治を実践的に学ぶ場でもあった。そこで一七九二年の初頭から、セクションの永続活動あるいは常時開設が強く要求され、同年七月には事実上実現された<sup>(52)</sup>。これは、市民が「愛国心をもって」結集して全階層を单一の意思と力の下に団結させることに貢献するものであり、ミリタンが組織しようとしていた「人民による政治体制＝直接民主制」の根幹となるべきものであった。現実に、セクションの常設に反対するジロンド派とこれを擁護するモンタニユ派との抗争の間中、サン＝キュロットは常設を武器として活発な政治活動を開催し、連日、労働を終えた午後五時から時には夜中まで、サン＝キュロットはセクションの集会に顔を出して革命の遂行と人民主権の実現に貢献した。<sup>(53)</sup> 出席率はしだいに低下し、特定のミリタンが中心になるという傾向を生じつつも、少なくともサン＝キュロットには、セクションの常設によって民主的・革命的な政治生活を送る基盤が確保されたのである。

しかし、反面、リヨン、マルセイユらの地方都市では、これが反革命の道具となつた。危機が遠のき、勝利を得ると集会を放棄しがちなサン＝キュロットに代わって、とくに六月二日以降は敗北した穩健派がセクション集会に侵入して報復を企てた。<sup>(54)</sup> そこで、一七九三年六月二一日、マラーが国民公会で常設禁止を要求したのを契機に、モ

ンターニュ派内部でも常設反対の気運が強まり、九月九日、ダントンの主張に基づくデクレによつてセクション活動は週二回に制限された。サンニキュロットの目には、この常設こそ人民主権原理の象徴として映つていたため、この措置は彼らの政治活動への大打撃であり、革命政府による挑戦に他ならなかつた。

次に、常設とならんで重要な課題は自治に関するものであつた。ソブールが、「サンニキュロットがこれほど常設を保つことに夢中になつたのは、セクションを国民代表制を監視するための模範的な政治組織と考えていただけではなく、みずからが管理する自治組織と考えていたからである。セクションは主権者であり、その内部の行為は、セクション総会にのみ帰属した」と指摘するように、セクションの自治について、警察権・執行権・租税の割当徴收権等が繰り返し要求された。このなかでとくに重要なのは、警察権である。一七九一年二月四日には「警察が各県の行政に帰属することは……自由にとって危険であり……警察は、パリの場合、四八セクションに分割されねばならない」という主張があるセクションから出されていた。現実に、一七九三年には、セクション総会で指名された警察委員が、セクションの委員会に従属する体制が整いつつあり、マラーも「その範囲ではセクションは主権者である」と宣言して<sup>(55)</sup>いた。しかし、革命政府の急務は、セクションの自治とは相容れず、しだいに公安委員会の権限に統括されていった。

### (iii) 蜂起の権利

主権者人民の最後の手段として、蜂起 (insurrection) をあげなければならない。蜂起の権利は、ロベスピエール人権宣言案や一七九三年憲法（人権宣言）すでに承認されており、人民が武装した一七九二年八月一〇日、一七九三年五月三一日を正当化するために認めたものと解されていた。サンニキュロットにとって、この蜂起の権利は、主権者が受任者に背かれた場合の主権の行使そのものとして、政治活動の実践のなかで体得していったものであつた。もっとも、蜂起は、必ずしも武装活動を意味するものに限らなかつた。現に、一七九二年一〇月六日のグ

ラヴィリエ・セクションの要求、一七九三年五月二四日のユニテ (Unité)・セクションの請願などは、「承認しえない法律への服従を拒絶し、主権者の権利行使を回復するための人民の抵抗のしるし」としての集団の示威運動、つまり平和的な蜂起を志向していた。<sup>(55)</sup>

これに対し、暴力に至る武力の絶対的脅威を伴うものが、武装蜂起である。これこそ「人民主権の究極的な表示」であり、これが宣言されると主権を回復した人民の手に全権力が集中されるものとされた。現に、一七九二年八月一〇日の蜂起では、人民は主権の本質的な属性としての司法権を手中に収めたことが宣言され、後のブレリアル蜂起でも、「人民が蜂起状態にあるときは、いかなる権威も、いかなる命令もはや存在しない。人民だけが命令する」と宣言された。<sup>(56)</sup> この意味では、蜂起は単なる革命の緊急行動ではなく、人民主権を排他的・直接的に実現するための基本原理に他ならない。主権防衛と、現状回復の最後の手段として捉えられただけでなく、蜂起の権利は、彼らの人民主権原理の重要なマルクマールと解されていた。

しかし、ソブールは、ここでも、主権と蜂起に関する人民の理念の弱点を指摘する。まず、サンニキュロットにとっては、主権者の名で蜂起の権利を要求するだけでは不十分であり、実際に武力をもつてこれを維持する必要があったことである。とくに五月三一日の蜂起では、組織の不十分さが、闘いの成果を議会派の手に渡してしまう悲劇を生んだ。「サンニキュロットが攻撃に不可欠な大勢の人手を供給しながら、ブルジョワあるいは革命の救済を人民との妥協のうちに見い出そうとする一部の者が、重大な事変を準備し、組織し、そしてその成果を攝取した」のである。<sup>(57)</sup> また、そこにはブルジョワ革命と民衆運動の本質的な矛盾も存在した。政治面では、「その矛盾は、彼らの権利を文字通りに理解するサンニキュロットと、主権者の権利は代表の選出に際して間接的に実施されるにすぎないと解するブルジョワ民主主義との間に現れた」<sup>(58)</sup>。結局、人民の主権についての考えは、革命を主導したブルジョワの政治、さらに革命政府とは一致するはずのないものであった。

ルのよんど、サン＝ギヨロッシュの政治理念には、本質的なブルジョア理念との矛盾をはじめ、理論化の欠如、体系的な統一理念による指導の欠如という難点があった。そのうえ、現実の運動面での組織力の不備、客觀情勢の悪化等のマイナス要因があつたことを承認しなければならない。次には、サン＝ギヨロッシュの理念をより明瞭な法原理として体系化した資料による、議会ブルジョアジーとの対比とのなからそれを分析する必要となる。そのため、ルリであるかじぬ、サン＝ギヨロッシュのリーダーであり「テオローグ」であつた「トントラシ」を登場させてもかならぬだ。

- (→) W. Markov et A. Soboul, *Die Sansculotten von Paris*, 1957, p. 2, №1, "Réponse à l'impertinente question; Mais qu'est-ce qu'un Sans-Culotte?"
- (c) A. Soboul, *Les Sans-Culottes parisiens en l'an II*, 1962, pp. 408 et s. やのせむ、サン＝ギヨロッシュの R. B. Rose, *The making of the Sans-Culottes*, 1983 参照。
- (o) サン＝ギヨロッシュの定義は「日本の市民」、日本の市民やな、井上かづ・前掲書八七八八頁、柴田川千雄・前掲書二〇頁参考。
- (→) A. Soboul, *op. cit.*, pp. 407-455. ("Masses populaires et Militants Sans-Culottes; mentalité et composition sociale")
- (o) *Ibid.*, p. 1029.
- (o) *Ibid.*, p. 1030.
- (→) *Ibid.*, p. 1031, pp. 436-437. ハーネルが、彼の臣民ハセクン・ハーネルの労働者の人口を比較し、その差額規模によつて、資本主義的集中の度合を證するべしと述べる。
- (o) 井上かづ・前掲書九〇以下参照。
- (o) ペラゴンの組織によつては、井上かづ・前掲書一〇六頁参照。
- (o) A. Soboul, *op. cit.*, pp. 599-600.
- (11) ハーネル、市民税員会の年金収入額による階級構成上の比較を行つてゐる。ちなみに、當時のフランス総人口は

- 三〇〇戸・六戸人口の内戸数（六四）・六万が労働者）である。
- (12) A Soboul, *op. cit.*, p. 533.
- (13) A. Calvet, "Les Origines du Comité de l'Evêché," *A. H. R. F.* 1930, pp. 12 et s.
- (14) フランスの地圖上に於て本章第三回の地圖と並んで、本章第四回の地圖。
- (15) R. B. Rose, *The Enragés, Socialists of the French Revolution*, 1965, p. 19. | 十九三四年の春以来、国民公會・三月十八日・五月八日間に勢力を増加した。
- (16) 井上千秋・前掲書九三頁引。I. Bourdin, *Les Sociétés populaires à Paris*, 1937, pp. 45 et s.
- (17) 井上千秋・前掲書一〇三頁参考。
- (18) 井上千秋・前掲書九九頁参考。
- (19) A. Soboul, *op. cit.*, p. 457 et s. (ch. II, "Les aspirations sociales de la Sans-culotterie Parisienne".)
- (20) *Ibid.*, p. 457.
- (21) 藤田・前掲書四三頁引。『五六真打ち』や『二十九』等の社説論述は「ソシエテ・平等主義」を規定した代表的、他の性格が、政治運動から出でた思想的・政治的活動の発展した。
- (22) A. Soboul, *op. cit.*, p. 458.
- (23) *Ibid.*, p. 459. | 十九三四年一月一月ノルマントン (Affrachie)・三月十八日間に勢力を増加した。
- (24) *Ibid.*, p. 460.
- (25) *Ibid.*, p. 462.
- (26) *Ibid.*, p. 462.
- (27) *Ibid.*, p. 464.
- (28) A. Soboul, *op. cit.*, p. 465, ルニヨン (Arcis)・サントノーリヤード・ラニエール・八月 (一九三四年一月八日)、投票率は約六七%で、国民の投票率は約三五%であることを報告した。
- (29) *Ibid.*, p. 469.
- (30) *Ibid.*, p. 468; A. Soboul, "Classes Populaires et Rousseauism" *Paysans, Sans-culottes et Jacobins*, pp. 203 et s. 穂耕者、Tobie ルニヨンの投票率は約三三%、「社会の貧困階級の出現を示す地圖」アルマジロトス。

トお書きにならなかつた。ハノーが言及せられた。

- (31) 柴田・前掲書四四頁参照。
- (32) A. Soboul, *Les Sans-culottes Parisiens, en l'an II*, p. 475.
- (33) *Ibid.*, p. 477.
- (34) *Ibid.*, p. 491.
- (35) *Ibid.*, p. 492.
- (36) 一七九三年七月・八月にはセクションの多くで老人・病人・身障者のための救護院の設置が要求された。また、ヴァンバール協会で施設を実施しはじめ、クロニアール二二四（一七九年五月一一日）のデクレで各県に基金簿が開設された。*(Ibid.*, pp. 493-496)。
- (37) *Ibid.*, p. 497.
- (38) *Ibid.*, p. 501.
- (39) 柴田・前掲書四四頁、井上千鶴・前掲書一一七頁以下参照。一般には、直接民主主義をもつてサム=キヨロシテの政治理念とされるが、ソーバルのように広範な態様に注目されど、むしろ広い意味での“主権の実質的行使”として捉え方が妥当である。
- (40) A. Soboul, *op. cit.*, p. 505 (ch. III “Les tendances politiques de la Sans-culotterie parisienne”.)
- (41) *Ibid.*, p. 508 et s.
- (42) *Ibid.*, pp. 509-512.
- (43) *Ibid.*, p. 517, ハーレルば、一七九二年九月二二四チャコイルリ・セクションの「市民の発展などを図る」と。
- (44) *Ibid.*, p. 517.
- (45) *Ibid.*, p. 518.
- (46) *Ibid.*, p. 522-523.
- (47) *Ibid.*, p. 512.
- (48) *Ibid.*, p. 512. カーブ＝トムソン、チャコイルリ・セクションはだれやうへつた問題が出やされた。
- (49) *Ibid.*, p. 526 et s.

(50) *Ibid.*, p. 527.

(51) *Ibid.*, p. 530.

(52) *Ibid.*, p. 535 一七九三年一月一六日、ジロンヌ派のサール (Salle) は常設を維持するいとんは公室を破壊するとして反対したのに對して、マラーが祖国が危機にある間中、繼續すべきであると主張していた。

(53) ただし、セクションの集会における出席率は平均一〇パーセント程度や多いとき二〇パーセント位であった」とがノーベルの統計によられる。*(Ibid.*, pp. 1095 et seq.)

(54) *Ibid.*, pp. 535-536.

(55) *Ibid.*, p. 537.

(56) *Ibid.*, p. 539.

(57) *Ibid.*, pp. 542 et seq.

(58) *Ibid.*, p. 544.

(59) *Ibid.*, p. 546.

(60) *Ibid.*, p. 547.

#### (b) アントラジエの憲法思想

アントラジエ (Enragés) とは、革命的なサン=シヨロットの先頭にたつた過激派グループの総称であり、個々のアンラジエ (enragé) に対しては、ジャック・ルー、ジャン・ヴァルレ、テオフィール・ルクレールの三人が代表的な人物である。<sup>(2)</sup> 彼らは通常、アンラジエとしてグループで扱われるが、実際には、その党派性、盟友関係はきわめて薄く、厳密には、集團的扱いは必ずしも妥当でないことを認識しておかなければならぬ。これらの個々のアンラジエは直接には個人的なつながりをもたず、共通の綱領の下に団結して行動したことでも証明しえないからである。現に、これら三人の活動基盤は、コルドリエ・クラブへの所属の他は各々異なっていた。

しかし、最近では、ローズらの研究によつて、事前協議の有無は別としても、革命実践の目標において彼らが同

一の政治線上にあつたことを認める傾向にあるといえる。ローズは、「一七九二年五月のルーの演説から一七九三年一月の『ジャーナリスト (Publiciste)』の中断まで、アンラジエのプログラムに共通の要素が存在した。そしてルクレールがパリに戻った一七九三年五月から、一七九三年九月のルー、ヴァルレの逮捕と『人民の友』の抑圧まで、五人の主要なアンラジエのリーダーたちは、緊密な、平行した歩調をつづけたようみえる。個人的な共謀を直接示すものが少ないとかわらず、ここでは、用語の最も緩やかでより非公式な意味での解釈によるという条件つきで、アンラジエを“党”として言及する通常の用法を正当化するには十分な証拠があるよう思われる……」と述べて、幅広い意味での党派性を承認している。<sup>(3)</sup>

そこで、本書では、消極的にあれ彼らの党派性を一定程度承認したうえで、ジロンド派、モンタニュ派、ロベスピエール派との対抗のなかで「アンラジエの憲法原理」を検討することにする。それに際しては、彼らの革命行動面での共通性を明確にし、彼らの理念の共通な要素を抽出する必要がある。そのためにも、ここまでまず三人の人物について概観し、ついで一七九三年のアンラジエの運動を一覧しておこう。

## ①三人のアンラジエ

### (i) ジャック・ル (Jacques Roux)

革命勃発時に、三七歳で農村の助任司祭の職にあつたジャック・ルソーは、一七九〇年一一月、パリに移ってコルドリエ・クラブに加盟し、本格的な革命活動を開始した。彼は、サン・ニコラス教区のグラヴィリエというスマム街で貧民救済にあたり、しだいに民衆の信頼を集めていった。同時に、コルドリエ・クラブを中心にして左翼のリーダーとの接触を強め、グラヴィリエ・セクションの代表としてパリ県の選挙会やパリ市のコミューン総評議会に送られて以後は、セクションとコミューンの支持も増やしていく。しかし、一七九三年二月の商店襲撃の際に、運動方法をめぐって、エベール派が勢力をもちつたコミューンと敵対した。その後、買占人や投機者の死刑

要求などしだいに過激な活動を推進したことに対し、当時、モンタニュ派やジャコバン・クラブと決裂するまでに左傾化していたコルドリエ・クラブでは、当初は支持を与えたが、内部の反対にあって、結局、ルーはコルドリエから放逐された。さらに六月二八日には、ジャコバン・クラブでロベスピエールの非難にあり、コミューン総評議会からは九月はじめに正式に議席を奪われることになった。また、グラヴィリエ・セクションの支持にもかかわらず、議会とコミューンの圧力によって、セクションの革命委員によって逮捕された。彼は、獄中でも七一八篇の新聞『共和国のジャーナリスト (Le Publiciste de la République)』を出版し、グラヴィリエ・セクションの支持者たちは、出版物の販売組織と彼の釈放を求め続けた。しかし、自己の敗北をロベスピエールの前に認めたその一二七一号を出し終えた直後の一七九四年一月一二日、革命裁判所に臨む直前に自殺未遂を図り、一月一〇日に自殺した。

このような革命家としてのジャック・ルーの生涯に、ソブールは最も「攻撃に弱い (vulnérable)」指導者であったという解説を加えた<sup>(5)</sup>。それは、ルーが聖職者の資格をもっていた故に特別の攻撃をうけなければならなかつたことをも意味している。しかし、クラヴィリエ・セクションを基盤とする彼の政治活動の他に、主として「社会理念」に関して卓抜した思想を表明し、四年間におよそ七篇の著作、二つの請願書等をはじめ、一七九三年七月一五日以後に二九篇の新聞を書き残したことが知られている。このなかで最も端的に彼の思想を表現したものが六月二十五日の国民公会での演説であり、マティエがその草稿を「アンラジュの宣言 (Le Manifeste des Enragés)」と名付けたものである<sup>(6)</sup>。その前半は、六月二一日にコミューンで述べた一七九三年憲法への批判、後半は商業の自由に対する彼の社会認識から成つてゐたが、一七九三年憲法への次のような批判が注目される。

「今、憲法が主権者の承認に付されようとしている。しかし、あなた方は、その憲法で投機を規制しただらうか。否である。あなた方は買占者に対する死刑を表明しただらうか。否である。あなた方は商業の自由の内容に

ついて定めただろうか。否である。あなた方は貨幣の売買を抑制しただろうか。否。実に否である。われわれは、あなた方が人民の幸福のために何一つ行わなかつたことを宣言する。ある階級の人間が、罰せられずに他の階級を飢えさせるとき、自由とは幻想にすぎない。金持ちが、独占によつて同胞に対し生死を決する権利を使ふるとき、平等とは幻想にすぎない。市民の四分の三にとつて、血涙を絞らざには手の届かないような商品物価の高騰によつて、日ごと反革命が進行しているとき、共和国とは幻想にすぎない——<sup>(7)</sup>と。

また、彼は、次のようにのべて「民衆の幸福の基礎」を憲法の中に規定することを要求し、物価の公定・独占者の死刑、商業の自由の制限を主張した。ここでは、サン＝キュロットが国民公会に協力して行動を起こすことが示唆されていたが、後の「国民公会の活動には期待しえない」という言葉にも示されたように、根底には議会に対する不信・絶望が存在していたことは否定できない。<sup>(8)</sup>

「金持ちだけが、四年間、革命の利益をほしいものにしてきた。貴族と司祭の貴族主義よりも恐ろしい、商人の貴族主義は、個人の財産と共和国の富を侵害する残酷な行動から成立した。……社会のなかで最も勤勉な階級を抑圧する、エゴイストの死物狂いの闘いを終わらせる時である。投機者と貢占者を告発せよ。……何故、ペテン師の所有のほうが人間の命よりも神聖なのか。……立法者は、戦争を布告する権利、すなわち、人間を虐殺する権利をもつ。だのになぜ、家庭を守る者を圧迫し、飢えさせることを禁ずる権利を、立法者はもたないのだろうか。商業の自由とは、消費し消費させる権利のことであり、暴虐をなし、消費を妨げる権利ではない。万人の必需品は、万人に手の届く価格で引き渡さなければならない。さあもう一度宣告を下すのだ。そうすれば、ピックを携えたサン＝キュロットが、あなたの方の法令を執行するであろう」と。

#### (ii) ジャン・ヴァルレ (Jean Varlet)<sup>(10)</sup>

ジャック・ルーから一二年遅れた一七六四年、パリ市東部の右岸に位置するティロン (Tiron) 通りでジャン・

ヴァルレは生まれた。長く寡婦であった母とともに住み、一七八〇年代に二つの大学で学んだ彼は、一七九〇年の後半、ジャコバンやコルドリエ・クラブなどに参加して革命に身を投じた。一七九一年、シャン＝ド＝マルス事件に参加して早くも一回目の逮捕・勾留を受けた頃は街角のアジテーターであった。翌一七九二年の春には、彼の過激な言動はジャコバン・クラブと敵対するまでに至り、この年に二度目の勾留を経験した。一七九二年六月二〇日の国王の拒否権に抗議するサン＝キユロット二万人による示威運動のときも、その代表者二〇人のなかに含まれていたヴァルレは、ドゥロワ・ドゥ・ロム (*Droit de l'homme*)・セクションを基盤とする有数の指導者でありイデオローグであった。彼は、一七九二年八月六日の請願のなかで、反君主制、新選挙実施の要求のほか「金持ち、食糧買占者への実力行使」と「軍からの貴族のペーパー」を要求した。セクション活動が最も盛んになった一七九二年一〇月、エヴェシェ（旧司教館）に中央委員会が設立されたとき、ヴァルレがその中心となり、彼の政治理念としての「直接民主制」がこの新しい運動のなかで実践された。実際に、各セクションの受任者はセクションの人民の意思によって罷免され、かつ、受任者の決定はセクション総会の批准を必要とすることが原則とされた。こうして、エヴェシェの委員会は、国民公会、コミューンとならんで第三の革命勢力になつていった。一七九三年三月九一一〇日の運動を契機に「議員のリコールによる国民公会の肅清」という目標を掲げた中央委員会は、国民公会に対抗してエヴェシェに公安中央委員会を創設した。ヴァルレを中心としたこの新勢力は、ジロンド議員の逮捕、投機・買占者の排斥、革命軍創設などの諸要求を掲げて活動した。

これに対して、ジロンド派は五月二四日エベールとともにヴァルレを投獄したが、二七日の釈放に際して民衆の気運はますます高揚し、モンタニュ派もコミューンもジロンド派と闘うためには民衆の力を認めざるをえない状況になつた。そこで五月三一日の蜂起は、エヴェシェの委員会が拠点とされた。前夜、三三のセクションがエヴェシェに代表を送つて革命委員会を組織したときの委員長はヴァルレであった。彼は「われわれは、完全な権力を掌握

握している。われわれが主権体を構成している。われわれは、権威を打破し、権威を主権で染め、そして、それが公会を打破するのだ。これ以上、合法的なことがありえようか」と宣言した。

しかし、国民公会打倒の目的にまで到達した彼らの蜂起は、あまりの過激さ故に崩壊した。その敗北原因は、コミューン、自治行政府などの抵抗と、ジロンド打倒のために懷柔政策をとったモンターニュ派の巧みさなどに求めることができる。事実、六月二日の蜂起は、コミューンとジャコバンの支持を得た新メンバーを加えて“改編した”革命委員会を拠点としたために成功がもたらされたといえる。その結果、ジロンド派の追放による平穏な政権交替が行われただけで、ヴァルレの構想のように国民公会から権威を除斥することはできなかつた。モンターニュ派の議会ブルジョワたちが第一に恐れたものは、アナーキーの状態とならんと、セクションの人民による国民公会の支配だつたからである。

こうして、六月二日以後ヴァルレの勢力は急激に失われていつた。彼は、六月八日にみずからの人権宣言草案を公会で読みあげる機会を得たが、ローズはこれを「辞世 (Swan song)」として理解する。ヴァルレは、さらに六月二二日コルドリエ・クラブで、「軍と政府から真のサンニキュロット以外の者をページすること」を国民公会に要求するよう主張した。しかし、ルーアルクレールと同様に、その後はクラブからも警戒の目をむけられることになつた。セクションとアンラジエに対するロベスピエール＝ジャコバン派の攻撃が始まつた九月には、ヴァルレはセクション側の抗議の先頭に立ち、国民公会でセクションの常設と政治参加に対する報酬の廃止を要求した。しかし、彼はその翌日の九月一九日に逮捕された。この逮捕は彼にとって四回目であり、勾留は二カ月に及んだ。この時はエベール派のコミューンの要請で釈放され、しばらく活動を継続したが、翌一七九四年九月からの約一年間にわたる投獄は、彼を最終的に革命から遠ざけることになつた。この最後の獄中で彼はサンニキュロット運動の終末を知つた。が、彼自身の消息については、一八三一年に回顧的論稿を発表したという事実のほかは知られていない。

(iii) テオフィール・ルクレール (Théophile Leclerc)<sup>(12)</sup>

一七七一年、リヨン近くのル・コット (La Cotte) と云ふ町に生まれたルクレールは、革命勃発時すでに国衛軍に加わっていた。彼がパリに出てアンラジュとしての活動を開始したのは、一七九二年の二十一歳の時である。仮領西イングランドでの内乱にまきこまれた際の経験から既成の革命家と目され、即座にジャコバンとコルドリエの両クラブへの参加を認められた。ルクレールは、一七九三年初頭から食糧投機、物価高騰への反対運動にたち上り、同年五月一三日の演説を機にローズピュールらと敵対した。五月三一日には革命委員会に名を連ねたが、六月四日にユペールの批判をうけて逮捕された後、二七日には再起してコルドリエ・クラブでルーの支持を訴えた。

ルクレールは、ルーアヴァルのようないべりのセクションを主要な活動基盤としたアンラジュとは異なり、七月一〇日以後マラーの後をついで『人民の友』を発行したことによつて、ジャーナリストとして知られている。また、みずから“リヨンのルクレール”と名のり、とくにリヨンの過激派グループの要求——物価抑制、食糧買占者の死刑、容疑者の検挙、その他これらを実行するための献身的なテロリストによって構成される革命軍の設立などをテーマとしてとりあげた。彼は、『人民の友』によつて革命の“不寝番”たる」とをめざし、強硬なテルールを主張し続けた。「私は、もしそれが必要なら、革命のために一〇万の悪党を犠牲にしなければならないと主張してきた。君の敵の死か、しからずんば君の死か……おはや躊躇しえない秋が来るだろう」と、『人民の友』七月三一日号は述べ、九月四日号は憲法を強く要求し、九月一一日号は、憲法の確立を望まない立法者の怠慢を告発した。こうして彼は、しだいに反モンターニュ派、反公安委員会の調子を強め、国民公会に対しても幻滅と反発を抱く人々や、極左のメンバーを支援し続けた。同時に彼は、女性のアンラジュとして知られる、ポーリース・レオン (Pauline Léon)、クノール・ラコム (Claire Lacombe) <sup>(13)</sup>が活躍した「革命共和婦人協会」(La Société des Femmes Républicaines Révolutionnaires) に直接的な支援を与え、これを通じてセクションの活動とも結びつかせ

もちつつあった。しかし、九月一六日、彼は、ラコンブと共に逮捕され、ルクレールの新聞は消滅した。以後、一七九四年四月にエベール派の陰謀に加わったとして再逮捕されてのちは、テルミドールの反動まで獄中にとどまることになった。

## ②一七九三年の蜂起とその目的——アンラジエの活動一覧

以上のように、ルーはグラヴィリエ・セクション、ヴァルレはドゥロワ・ドウ・ロム・セクションとエヴェシェの中央委員会、ルクレールは革命共和婦人協会と『人民の友』と、三人のアンラジエは主要な活動基盤を異にしていた。しかし、一七九三年の主たる蜂起の指導とそのスローガンからは、互いに補完しあう形で存在していたほぼ一貫した理念、目標を読みとることができることである。(表4参照)。

表4 一七九三年の民衆蜂起とスローガン

日付	状況・成 果	指導者	スローガン
①2月25日	・パリ市内の商店強奪 ・グラヴィリエ・セクション 中心	・ジャック・ルー (前日 の演説で指示) ・コルドリエの支持	「パンと石けんを」→物価高騰への抗議 「買占者と相場師に死刑を」→買占者等取締りの 厳格な法律の要求
②3月9～10日	・公会への抗議の決起→失敗 ・ボワソニエ、シテ、パンテ オン・フランセ、サン・キ ュロット・セクションなど 十数ロセクションが参加 ・連盟兵(Fédérés)がパリ市民と結合して参加	・ジャン・ヴァルレ ・シャンピオン、フルニエなどコルドリエのメンバーが支持 ・ルーも独自にグラヴィリエ・セクションを指導	「不誠実な受任者＝ジロンダンのリコール」→公会のページを要求 「ジロンダン派の軍事指導反対」→県衛兵隊創設 「買占、投機彈圧の立法」
③3月31日	・公会への抗議・公会打倒の導	・ジャン・ヴァルレ中心、	・セクションとコミュニーンの陳情

				ルクレール、ジェルヴ エなどを含むミリタン
				決起 ・三三セクションの代表が市役所に結集
		④ 6月2日		・エヴェシェのサンニキュロットを中心に、コミニーン、ジャコバン代表を加えた革命委員会が拠点↓失敗
⑤ 9月4～5日		・コミニーン五人、ジャコバン一人の代表が追加された中央委員会中心 ・武装した八万の民衆が国民党会包囲↓成功	・コミニーン、ジャコバン指導者中心	（1）二二人委員会・二二人委員会・大臣ルブランらの告発→二二人委員会の廃止 （2）中央革命軍創設 （3）パン価格決定→金持ちの出資による物価抑制 （4）軍隊内の全貴族の解雇 （5）サンニキュロット武装のための工場創設 （6）全行政官庁の肅清・容疑者検挙 （7）投票権を一時的にサンニキュロットに限定 （8）祖国防衛者の家族の救済 （9）老人・障害者の救済
	ボアなど	・コミニーンの指導者、国民党会に要求 ・タンブル街の労働者、コミニーンに要求↓成功	・エベール派、コミニーン指導者中心、ビヨーニヴァレンヌ、サンニタンドル、コロー・デル	「一二二人委員会と二二人委員会の委員の即時逮捕」 （ジロンド派議員の逮捕） 「革命軍の編成」（ショーメットの請願） 「ギロチンは軍隊とともに進まなければならない」「容疑者の逮捕」を要求 「パンと賃金増加」

表5 民衆の諸要求

分類	要 求	国民公会の法令による形式	実質的解決の有無	
A. 経済・社会的要求	B. 政治的要求	C. 軍事的要求		
①パンの価格決定 ②一般物資の価格決定 ③(金持ちの出資による物価抑制)	①ジロンド派追放 ②行政官厅肅清 ③(二一人委員会廃止) ④反革命容疑者逮捕 ⑤サンニキュロットの投票権のみに一時的に限定 ⑥セクションの常設・報酬制度廃止	①中央革命軍の編成 ②軍隊内の貴族のバージ ③サンニキュロット武装のための軍需工場設置	○ × ○ × ○ ○ (6月2日蜂起の結果) 9月17日法令 9月11日法令	○ × ○ × ○ ○ 7月26日法令 5月4日法令 9月29日法令
①パンの価格決定 ②買占者への死刑要求 ③社会扶助 ④障害者・老人等 ⑤兵士の留守家族			△ × △ × △ △	一部実施 例外条項の存在で効果半減

以上のような蜂起に関する統計から明らかにされることは、(a)一七九三年のすべての蜂起に、一貫する目標が存在していたこと、(b)純粹にアンラジエとサンニキュロットが中心となつた蜂起は失敗し、エベーネ派やジャコバンのメンバーが中心となつたものは成功していることである(エベール派とジャコバン派は、蜂起を通じて民衆の反権威的行動を否定する点では、同盟者でありえていた)。また、(c)アンラジエの指導は、五月三一日をもつて頂点と

なり、その後は下降したことなど、以上に述べた内容を裏づけるものである。ちなみに諸要求を分類すると、表5のようになり、ここからアンラジエに共通の理念・特徴を抽出することが可能となる。

ローズは、アンラジエに共通するプログラムを、①食糧買占者、金銭投機者に対する、法律と暴力の手段による厳しい制裁、②現実の反革命派及び潜在的な反革命派に対する政治的テルールの強化、③軍隊からの反革命派のページ、の三つに要約する。<sup>(14)</sup>

この三点は、前表5のA・B・Cの類型における諸要求を整理したものであり、全体として支持することができよう。但し、アンラジエのプログラムの中には、要求内容自体に、サン＝キュロットの利益を基礎としたものが含まれており、とくに政治的要求については、直接、サン＝キュロットのみの利益をめざしたものを掲げていたことに注目しておかなければならぬ（B—④⑤など）。また、実現手段について、武装によるテルールを強く主張していた点も特徴と解さなければならない。この点、ローズは、「アンラジエの主要な特徴は、社会的急進主義・階級的なテロリズム、そして九三年秋の、反ジャコビニズムへの転換である」と指摘している。<sup>(15)</sup> 当時のジャコビニズムを形成していたロベスピエール派（モンターニュ左派）と民衆との対立は、前述の如く、一七九三年九月中旬のアンラジエ弾圧によって明確となつたが、総じてモンターニュ派の諸政策は、アンラジエを敵視しつつも、反革命と戦争に対して民衆の力を結集する必要から法制化を余儀なくされたものばかりであった。これに対しても、前表に掲げた諸要求のうち、最後まで実現されなかつた「ブルジョワジーの犠牲による効果的な経済・社会政策」、「セクションのサン＝キュロットを中心とした主権の完全実施」、「軍隊の肅清と民衆の武装による反革命派へのテルールの強化」という三点こそ、アンラジエの基本的な目標であったといふことができる。この三つの目標は、各々、ルー、ヴァルレ、ルクレールを中心にして、各々の基盤・方法で闘わってきたものである。とくに、生存権優先の社會理念に基づく、民衆の生活防衛と政治分野での人民主権の実践という二大支柱が、ヴァルレの功績によって統

| めれでいた。

以上のよんだ、あくまで集権的な議会基盤の上にたつたロベスピエール派や、ノーティーを基盤にして議会の勢力と結びことを考へたエメール派と比較すれば、アンラジュは、反權威、反国民公会、反中央集権の性格を最後まで追求しつづけた「方法において過激な」民衆のリーダーであったといふべきである。

(一) アンラジュは、一九世紀中期に、ティエールや「シヨン、マルクスなどによれば、注目された。そして、シヨンズが社会主義のバイオニアとしての役割を強調し、トマスがそれを継承した。トマスは、一九一七年に「トマトシュルヤキシムをめぐる闘争」(“Les substances pendant la Révolution” ch. III, *Les Enragés et la lutte pour la Maximum*, *Annales Révolutionnaires*, t. 9, 1917, pp. 457 et s.) のなかで彼の業績を紹介し、一九三〇年に次のように述べた。「トマトシュルヤキシムは民衆の煽動者(agitateurs)である。彼らは、食糧品や生活必需品の急激な値上がりと不足に対する救済として、徵集・課税・物価の公定、独占の抑圧を提案した。……彼らが苦しむ大衆の間に非常な人気を得、一七九三年のほとんどの期間に彼らの運動が「……、公安委員会、国民公会をも悩ました」とが知られてる。」(“Un Enrage inconnu”, A. H. R. F., 1930, pp. 209 et s.) など、日本では、古くは「激昂派」「義憤団」等に訳されたが、先駆的な研究として前川貞次郎「トマトシュルヤキシム Enragés の登場——一七九三年一月一十五日の事件をめぐる」西洋史学、一九五一年、10頁以下がある。

(2) トマトシュルヤキシムに属する人物について、ローブは、いわゆる三人のほか、女性のトマトシュルヤキシムのコホー(P. Léon), リコム(C. Lacombe)を挙げた五人に加えて検証する。R. B. Rose, *The Enragés*, 1965. その他、トマトシュルヤキシムのタブロー(Tabouret)やトマトシュルヤキシム(P. Chaux)なども記載されている。C. Lefebvre, ‘Quelques notes sur l’ “enrage” d’Orléans’, A. H. R. F. 1931, pp. 140 et s.; A. Mathiez, “Un Enrage inconnu” A. H. R. F. 1930, pp. 209 et s. など参照。

(3) R. B. Rose, *op. cit.*, p. 81-82. 参照。

(4) ジャック・ルーピーは、一七五一年にアンゴルヌー(Angoulême)近くの Saint-Cibard de Pransac で生まれた。父は歩兵からのちに裁判官補佐となつた人である。十五歳で神職、110歳で母校カザルベト学校の教師になつた彼は、革

命勧業監視など、農民の生産地帯や地方の Cosnac のよき事例を教訓の助出に際する職業者 R. B. Rose, op. cit., p. 35-48; A. Mathiez, "Les subsistances pendant la Révolution", Annales Révolutionnaires, t. 9, 1917, pp. 457 et s.; W. Markov, Jacques Roux; Scripta et Acta, 1969; M. Domangé, "Jacques Roux; le Curé Ruge, et Manifeste des Enragés", Des Enragés 1793 aux Enragés 1795, 1972, pp. 1 et s. 参照。

(15) A. Soboul, Les sans-culottes parisiens en l'an II, p. 221.  
(16) Le Manifeste des Enragés, W. Markov, Jacques Roux; Scripta et Acta, pp. 140 et s. No 12; A. Mathiez, "Le Manifeste des Enragés", Annales Révolutionnaires, 1914, pp. 547-560.

(17) W. Markov, Jacques Roux; Scripta et Acta, pp. 140-141. 諸文書によるば、杉原泰雄『人民主権の史的展開』(一九四七年) 111頁参照。  
(18) W. Markov, Jacques Roux; Scripta et Acta, pp. 468-477 参照。第一回、六月一日田中アンドレ、ノーブルの総評議会で発言、「同様に共和国の官僚たる者たる者は、常に次のように憲法を加えられると要求して」た。「國は、商業の自由は保證する。しかし國は、投機者や高利貸人を死刑に処する」。その結果、「田中ノーブルは、この憲法を批判し、公金への失望を述べた。彼の演説は狂熱的な喝采を受けたにもかかわらず行動提起はなれなかつたが、翌二二日のノーブルは、二二三回のガリエ・ヤクソンへの演説では、国民公金への請願について積極的な支持が与えられたに至つた。

(19) W. Markov, Jacques Roux; Scripta et Acta, p. 142. たゞ、シムベツキーのこのよき演説を紹介して、そのなかで誤謬や危険な傾向がある、とお指摘する(J. Jaurès, op. cit., reprint, 1972, t. 6, pp. 174 et s.)。そして、経済危機の原因としての彼の理解が本質的なものではない、やだね、賃工員と投機者が、物価騰貴、アシニアの不信用等のすべての危機の唯一の原因と解したを批判した。しかし、この批判を特ひめどもなく、第一回、商業の自由の濫用の处罚を要求つても所有の本質やその制限を十分理論化してはいなかつた。彼は、多くのサン=ギヨロムーと同様、人民の生存の保障に出発した平等主義者であつたがゆゑ、私的所有の原理を認める矛盾に気がつくほどにはいたが、『活動家』であるだけである。

(20) R. B. Rose, op. cit., pp. 10-35. ふくに他む「ノーブル」など A. Mathiez, "Les subsistances pendant la Révolution", Annales Révolutionnaires, 1917, pp. 464 et s. のほか、杉原『人民主権の史的展開』111頁にて参考。

- (11) ルクレールは、父は政府につかえる土木技師、二人の兄は西インド貿易に携わる商人で、かなり富裕な家庭に育つた。R. B. Rose, *op. cit.*, pp. 49-55。
- (12) 革命共和婦人協会および当時の女性の革命運動については、拙稿「フランス革命期における女性の権利」成城法学一七号五九頁以下、「フランス革命と『女権宣言』」法律時報四八卷一号六九頁以下のはか、天野知恵子「一七九三年パリの革命婦人協会」史学雑誌九〇編六号三五頁以下参照。
- (13) 一七九三年の蜂起についてば、フランス革命一般に関するマティエ・ソブールの前掲書のはか、主として次のものが参考になる。前川・前掲論文〔「アンラージュの登場」〕110頁以下、シモンス・前掲訳書七卷五一頁、岡本明「三月蜂起」とアンラージュ」史林五六卷一三月（一九七二年）九三頁以下、J. Michellet, *Histoire de la Révolution française*, t. 3, ch. X, XI, pp. 324-359。
- (14) R. B. Rose, *op. cit.*, p. 79.
- (15) *Ibid.*, p. 82.

## (2) ジャン・ヴァルレの憲法原理

### I 人権原理

#### (a) ヴァルレの人権宣言草案——権利の体系

前項の考察から、アンラージュの統一的綱領が必ずしも明確な形で存在していなかつたにせよ、サン＝キュロットの社会・政治理念から抽出された一定の目標が共有されていたことが理解された。「議会ブルジョワ対民衆」という革命の構図が意味をもつては、革命実践上のみならず、人権原理や統治原理上も、両者が互いに独自のものをもつて対抗したからである。それが、本章で、アンラージュの憲法原理を議会ブルジョワの憲法原理と対比させる構成をとつたゆえんでもある。実際に、アンラージュの一人、ジャン・ヴァルレの人権宣言草案は、モンターニュ主流派やローブスピエールの草案に十分に対抗しうるすぐれた内容をもち、彼の憲法思想が一定の体系性を獲得すること

によって憲法原理と呼ぶにあざわしいものとなっていた。そのため、それは、彼個人の憲法原理の表明であったと同時に、間接的な党派的連帶のなかにあったアンラジエの原理の総括的表明であつたと解しても、あながち誤りとはいえないだろう。ヴァルレの人権宣言案は、生存や所有の問題に関心を示したジャック・ルーなど無数の民衆の理念に「下から」支えられた、すぐれた宣言の一つである。以下では、その分析をとおして、アンラジエの憲法原理へのアプローチを試みることにしたい。

「社会状態における人権の厳粛な宣言」<sup>(1)</sup>——これは、ヴァルレが、みずから「真理の元年 (l'an premier de la vérité)」と呼んだ一七九三年の春、憲法草案の公募に応じる形で発表され、五千部が出版された宣言<sup>(2)</sup>である。「八五県のフランス人、主権者人民」にあてた「呼びかけ」に続く人権宣言は、前後に「前文」と「歴史的沿革についての覚え書き (note historique)」が付され、三〇条の条文で構成されている。

人権宣言の意義は、まず、次のような「呼びかけ」のなかで明らかにされた。

「七月一四日、自由は、けがらわしいバスチーユの廢墟から輝かしく生まれ出た。八月一〇日……共和制が、最も勇敢な市民たちの犠牲のなかから生まれ、われわれが主権者となり、われわれの共同の敵が国民の全権力の前に屈した、まさにその日に、われわれは、一方の手に皆殺しの剣を、他方の手に、人民の完璧な法典のなかに示されたわれわれの意思の表明を携えなければならなかつた」<sup>(3)</sup>と。ここでヴァルレは、これまでの革命の成果を結実させることの意義を示し、続いてこの「自由」のなかから生まれつづある、新しい隸属に対する警戒を指摘した。「われが代議士たちは、三度も、その重大な使命を十分に心にとどめることをしなかつた。無頓着、才氣への自惚れ、支配欲、そしてとりわけ金銭への渴望などが彼らに取りついた。彼らは、愛国者、アンラジエであることから始まり、人民に対する裏切り者、反逆者になることで終わつた。多数のなかでごく少数の自由人だけがこの感染から免れた。……一つの真理がわれわれによく示されている。人間は、生来傲慢に満ち、高い地位につくと不可避免的に專制

に向かうものである。したがつて、われわれは、今こそ、創設された機関を抑制し拘束しなければならない。さもないと、彼らは全く圧制的な権力者になつてしまふ。<sup>(4)</sup>」と。

ついで彼は、前文のなかで、人権宣言の目的を明らかにした。

「無知、誤謬、迷信が、諸国民の隸属の第一の原因であり、……慣習の相違、法の不完全・無能、諸国の革命が、諸制度の普遍的基礎の未確立に由来することにかんがみて」、「全人民がその権利・義務を想起し……諸機関の行為が一層尊重され……人民の一部が……抑圧されないために」、「完全に主権を行使しているフランス市民たちが、全世界の主権者である諸国民に対し、……最高存在の前で、またその庇護の下で、社会状態における人権を宣言する」と。

さらに、「覚え書き」のなかでは、彼自身の理念は、サン＝キュロットたちから得たものであることを明らかにし、次のように述べた。

「四年前から、公共の場所で、人民のグループのなかで、サン＝キュロットたちの間で、私の好きなぼろをまとつた屋根裏部屋の貧乏人たちが、率直に、遠慮なく、上品な紳士や雄弁な弁士、摸索する学者よりも、よりしっかりと、より大胆に議論するのを私は聞いた。そして彼らが、すぐれた学問から学ぶことや、私と同様にいくつかのグループに参加することを欲しているのを、私は理解した<sup>(6)</sup>」と。ヴァルレにとっては、サン＝キュロットは「私の教師、私の主人」と呼ぶにふさわしい存在であり、さらに、ルソーが理論上の教師であった。彼は、ルソーに対して「神聖なるルソー（le divin Rousseau）」という呼称を用い、「われわれの主権は、神聖なるルソーが生涯を通じてその一端をまくつた厚いヴェールの下に、なおも隠されたままである。そのヴェールをわれわれがとり除こう」と呼びかけていた。

さて、以上のような目的と基盤から生まれた人権宣言草案の三〇カ条は、次のような構造をもつていた。

第一条では、まず、自由の定義が述べられ、第二・三条で諸国間の相互援助の必要と戦争の否定が宣言されたあと、第四条～七条で、基本的諸権利の基礎構造が示された。法の下の自由・平等に関する規定（第四条）、平等が自由の直接の帰結であることに依拠する平等の具体的規定（第六条）と並んで、国の神聖な義務としての教育について第五条で規定された。第七条では、社会状態における人権として、①主権の行使、②思想・行動の自由、③個人の自由・安全・保護、④財産の享有、⑤圧制への抵抗、の五種類があげられた。これらの各々の内容は、第八条～二二条に規定され、第一三条～三〇条では、一般的な社会契約の目的・内容について規定されて全条項のしめくくりとされた。

このような構成は、以下のような相互の関連性を含んでいた。——まず、第一に、社会状態における人間にとつて最も根底的な原理は、自由と平等であった。自由は、神の尊嚴を前提とした普遍的原理であり、平等は自由からの直接の帰結であった。そして自由・平等の原理を根底にして、社会状態における人間の具体的な権利が認められた。これには思想行動等の自由や、安全、財産の享有など豊富な内容が含まれたが、その筆頭には政治的権利としての主権の行使がおかれた。また、最後の「圧制への抵抗」は前四者の帰結であると同時にそれらの維持の手段として位置づけられた。第二に、これらの人権の維持こそ社会契約の目的であり、「弱い人間を、強い人間から守る」（第二八条）ために、その「擁護」を可能にする社会組織あるいは国家の制度が必要とされた。同時に、「主権者は、本質的に人民でなければならない」（第八条）ことから、人民のみが、一般意思の形成、社会契約の改廃、社会組織への権限の委任等の主体とされた。こうして、人権の擁護を主権者人民みずからの手で実現する制度の保障が導かれた。換言すれば、人民主権の原理とは、社会目的たる人権擁護機能を推進し保障する手段に他ならないものであることが明らかにされた。社会状態における人権の筆頭に主権の行使をおいたことも、人民が主権行使するなかで、みずから人権を保障してゆくという構想を示したものである。第三に、ヴァルレにとっては、他方で、教

育が、別の意味の人権擁護あるいは実現の手段として存在していた。教育は、主権の事後的な擁護機能と比べると先行的な人権享受にかかるものであり、また、主権が民主的な政治制度を介在させるのに比して、教育は、全市民の民主的意識に働きかけることによって人権の実現に寄与するものだとされた。<sup>(8)</sup>さらに、第四に、人権と社会組織とのこののような関係の上に、この関係自体を強制的に担保する装置として抵抗権が構想された。ヴァルレについては、抵抗権は、主として主権侵奪に対する救済権であり、その手段は一斉蜂起であった。また、蜂起は、単なる人権保障の装置にとどまらず、社会契約の変革・社会組織の転覆を内容とするものでもあった。したがって、社会契約、社会組織のあり方を規定する主権原理にその淵源が求められていたことが注目される。

この人権宣言草案について検討すべき論点は、次の五つにまとめることができる。

(a)自由、平等の本質、あるいは平等の実質的規定、(b)所有原理、および生存権と社会扶助の権利の内容、(c)人民主権原理の提示、(d)社会契約の形式についてのセクション中心主義、(e)蜂起権、である。これらのうち、前二者と後二者は、各々、人権原理と主権原理に属するものとして従来から別々に扱われる傾向があった。しかし、ヴァルレにおいては、人権保障と主権行使を密接不可分なものとした点で両者は深い因果関係をもち、とくに、主権行使を人権の内容として重視していることからしても、形式的な区別は妥当でないことがわかるであろう。以下では、この点をふまえたうえで、他節との均衡から便宜上、(a)・(b)・(e)を人権原理として、(c)・(d)を社会組織の形成にかかわる統治原理として扱っておこう」とだす。

(一) J. Varlet, *Déclaration solennelle des droits de l'homme dans l'état social*, 1793. ①の書籍の出版時期について、R. B. Rose, *op. cit.*, p. 18. は、「一七九三年初頭」と、J. Jaurès, *op. cit.*, 1924, t. 7, p. 36 は「九三一年一一月」とある。これに対し五月とされるものもある。(Dictionnaire Bibliographique du Mouvement Ouvrier Français, t. III, 1964)。

(2) 訳文については、杉原・前掲書七一頁以下、「ジャン・ヴァル著・社会状態における人権の壯厳な宣言」(九大法學一四号八八頁)を参照した。資料の訳文表を参照されたい。

(3) J. Varlet, *op. cit.*, p. 3.

(4) *Ibid.*, pp. 4-5.

(5) *Ibid.*, pp. 9-10.

(6) *Ibid.*, pp. 23-24.

(7) *Ibid.*, p. 6.

(8) ヴァルは教育の必要を強調し、自由・平等の原理実現のための国民教育プランを構想した。かかる家長も子弟のために特別の教師をもたらす、完全に公教育に参加させる義務があるとする。(J. Varlet, *Projet d'un mandat spécial et impératif aux mandataires du peuple à la Convention nationale*, 1792. B. N. Lb<sup>4</sup> 109, p. 15)°

### (b) 諸権利の内容と特徴

#### ① 自由と平等

「自由とは、秩序と社会的調和を司る倫理的存在である。それは、人々の間のすべての徳とすべての才、すべての繁栄の根源である」と第一條前段は定めた<sup>(1)</sup>。ヴァルにとて、自由は、神に淵源をもつ最も崇高で根底的な原理であり、社会における秩序・調和と不可避的に結びついていた。いの点で、「他人を害しないすべての行為をなしらる権利である」として個人的自由を尊重した一七八九年宣言以来の傾向に比して、ヴァルのそれは、社会的に自由を規定する傾向にあり、むしろ秩序と社会的調和を維持・管理するための原理として捉えられていたといえる。

第四条では、「全世界の人間は、自由かつ権利において平等に生まれ、存在し、また、そうあり続けなければならぬ。」の第一の原理が無視され、誤解されるといひでは、いひでも專制と無政府状態が君臨する」と定められ、

全世界の人間が自然的に自由・平等であるという普遍的原理が確認された。

「思想の自由は、まず、すべての人間が最高存在に対して敬意を捧げる場合に自由でなければならないようになる。この自由の大原則は、いかなる種類の例外も認めない。故に、国家は、信仰の表明が社会契約によって確立された秩序を乱すものでないかぎり、信仰に関する事柄に少しも介入しえないし、また、してはならない。」「思想の自由は、また、思想の自由な伝達とすべての意見に対する寛容をも確定する。思考すること、それは、人間の最も貴重な権利である。したがって、人は、その能力をいかなる場合にも、禁止され、停止され、または制限されるとなく、自由に書き、話し、出版することができなければならない」という第一一条の規定は思想の自由のなかに信仰の自由・表現の自由を含め、秩序による制約以外を認めないことによつて、これに絶対性を与えようとしていた。

ついで第一二条は、「行動の自由とは、すべての個人に属する、自由に往来し、集合し、創設された機関の統治や活動を批判し、監督し、要するに、社会と同胞に対していかなる損害ももたらさないことをすべて行うことのできる権利のことである。こうして、社会における各人の権利の行使は、他の共同の構成員に同じ権利の享受を保障しなければならないという社会契約によって確められた限界をもつてゐる」と規定した。他人との関係で制約を認めただけでなく、権力機構に対する批判、監督の行動を内容とした点が特徴的である。さらに、個人の自由に関する第一三条では、人身売買の自由を否定し一身の譲渡不可能性に制約理由を求めた後段の規定（「個人の自由とは、すべての人間がその労力と時間を契約することは自由であるが、みずからを売買することができないことにある。個人の人格は不可譲である」）を除いて、次のように、全く独自の政治的な定義がなされていたことに注目される。

「個人の自由とは、すべての個人がもつてゐる、投票し、選舉し、討議し、そして、各人に帰属する主権の部分

を集会で行使する、争いえない権利のことである。社会契約は、市民が、この権利の行使に際して、中止もしくは停止されうる場合があることをあらかじめ定めておかなければならぬ。」

次に、平等について、第六条は、「平等は自由の直接の帰結である」と定め、自由の崇高性が同時に平等の必要性を伴うものであることを明らかにした。ヴァルレは、「平等元年、自由の第四年」と呼ばれた当時の状況にあって、自由を個人的原理から社会的原理に高めると同時に、平等を社会的原理として実質的に保障することの重要性を知っていた。そして社会的・経済的平等の内容について次のように規定した。

「(i)市民は、出生、財産もしくは身分上の差別なく、各々の能力に応じて、または、各々が抱かせる尊敬と信頼の度合に応じて、あらゆる公職に就くことができる。

(ii)社会の必要によって要請される租税の分担は、それが納税義務者の能力に応じて累進的であるかぎりにおいてのみ、平等である。

(iii)わずかな賃金で生活する個人は、生活の糧となる労働生産物の上に課税されることができない。

(iv)地位に関するすべての差別的な標準は、職務執行の際にしか用いられない。

(v)社会的報奨は、なされた奉仕の価値に従って段階をつけられ、つねに専ら、徳行と個人的な功勞に対して認められ、かつ、つねに共同の利用に向けられる。」

以上のような平等を具体的するための諸項目のなかで、とくに(i)(iv)は、民衆の間に実質的な経済的平等をもたらすためのものとして重要である。ヴァルレは、この宣言に先だつ著作『特別の命令的委任に関する草案』(後述)のなかでもすでに「乞食の根絶、財産の過大な不平等の漸進的消滅、租税および社会的利益への全員一致の協力、公金費消費者・横領者の抑圧、投機者・買占者の死刑要求……」などの要求を掲げていた。この点でも、「ある階級の人間が罰せられずに他の階級を飢えさせるとき、自由とは幻想にすぎない。金持ちが独占によって同胞に対して生死

を決する権利を行使するのも、平等とは幻想にすぎない」と述べて、同様の社会的 requirement を掲げたジャック・ルーとの類似点を認めること、「がどちらかと同時に、社会的・経済的平等原理の実質化・具体化をめざしたアンラジュの一貫した姿勢を認める」とができます。

## ② 所有権

所有に関する規定は、第一六条以下第二一条までの六カ条にわたる。その文言には曖昧な部分が多く、また、他の著作のなかでは所有原理が明確にされていないため、条文上の解釈のみに頼って内容を判断をすることはさほど容易ではない。しかし、ヴァルレにとって、社会状態における所有は、その不可侵性が問題とされる以前に、すでに成立時に大きな社会的限定を付されており、彼の所有理論は、その条文の順序のとおり論理的に展開されていたと考えることができる。

まず、第一六条は次のように規定した。

「財産の享有とは、占有する権利の」とある (La jouissance des propriétés est le droit de possession)。財産は、その全員が自己の保全に関心をもつてゐる市民の保護の下にある。」

したがつて、社会状態における人権としての所有権とは、一七八九年人権宣言のそれのように絶対的な自然権として構成されていたのではなく、その対象である財産自体が社会的存在である市民によってすでに保護されているものとされた。ここでは、財産享有の単純かつ一般的な形態は、まず（未だ所有に至らない）占有として現れることが示された。

続く一七条は、「土地占有権は、社会において限界をもつてゐる。その範囲は、商業、農業がいかなる被害も受けないものでなければならない。いかなる国家においても貧乏人が多数を構成している。そして、彼らの自由、安全、身体の保全は、すべてに先行する財物であるから、彼らの最も自然な意思、最も不变の権利とは、富を獲得す

る野心を抑え、正義にかなう方法で富の巨大な不均衡を打破することによって、金持ちの圧制から身を守ることにある」と規定した。

ヴァルレは、所有の問題のなかで最も重要な土地の所有について、社会状態では、土地占有権すなわち土地財産の享有は何ら無制限でありえないことを、社会的現実から導いた。貧しい者が多数を占める国家では、そもそも人民の個人的自由・安全こそ第一に保護の対象とされなければならない状態であり、しかも、金持ちの圧制から身を守るために、経済的不平等の打破が不可避である。こうして、生存権と享受の平等から所有権の制限を導いたサン＝キュロットの社会理念と同様に、ヴァルレにおいても、所有の制限が必然的なものとして示された。

そこで、次に、社会状態において所有権を承認するにあたっての前提的な制限が設定された。それは、所有権の対象となりうる「財産」をあらかじめ限定することであり、第一八条に、次のように定められた。

「社会状態における人間は、次の四種類の財産を承認する。

(i)すべての人間が、主張し要求する権利をもつ、第一の、最も神聖な財産は、彼らに生存の必要不可欠な手段を十分に保障するものである。

(ii)それに劣らず本質的な第二の財産は、老人、病弱者あるいは労働しうる状態にない者に休息という形で与えられる、赤貧者に対する慈善の実施、および、労働の提供によって、壮健な貧乏人に對して施される救済にある。

(iii)第三の財産は、商業、農業の生産物または公私の地位および職務の給料である。

(iv)第四の財産は、世襲財産および相続財産または贈与からなる。」

以上のように、一・二項においては、サン＝キュロットがその社会理念として掲げていた生存権（生存のための糧食をえる権利）、労働権および社会扶助をうける権利などがすべて、所有権のなかに包含されて表明されていたことが注目される。<sup>(3)</sup>当時のサン＝キュロットにとっては、これらの権利を、権利として位置づけることに主たる意

義があつたのではなく、これらを要求することで社会的不平等の現実を改善し、直接に生存の保障を得ることがより重要な問題であったことを考慮すれば、このヴァルレの宣言は、彼らの理念をまさにその趣旨どおりに「所有権の制限」という形で体系化したものであるといえよう。したがつて、ヴァルレが、第一項で所有権の対象とした財産とは、生存権そのものであつたと同時に、現実の生存手段であつたパンや石けんなどを直接に意味していたと解するができる。

さて、第一八条による以上のような対象の制限をふまえて、第一九条で初めて所有権の性格が述べられた。

「所有権は不可侵の権利であるから、それをもつ者はすべて、その行使が決して社会の破壊に向かわないかぎり、その性質いかんにかかわらず、任意に、自己の財産と収入を処分することができる」と。そして、この「社会の破壊に向かわないこと」という制約の他に、所有権の不可侵性の例外となる二つの場合が、次の第二〇条、第二一条に規定された。

「窃盜、投機、独占、買占めによつて、公共財産の犠牲の上に蓄えられた財産は、社会が、確かな事実によつて公財私消の証拠を得たときは、即座に国有財産となる。」(第二〇条)

「緊急の、確実に証明された公の必要が要求し、さらにつねに、正当な事前の補償がなければ、何人も自己の財産を奪われない。」(第二一条)

とくに第二〇条で投機や独占等が非難され、国有財産として没収することが定められたことは、たとえそれに対する死刑の表明には至つてなくとも、当時のアンラジエの要求を所有権の制限として体系化したものであり、この点でも、ヴァルレの功績を認めることができるであろう。

さて、以上のような第一六条から第二一条に至る諸規定は、サンリキュロットの社会理念としての「所有権の制限」を周到に表現したものであり、第一八条一一三項をはじめとして、「(小)所有の平等」を理想とするその所有論

の特徴を示したものであった。

しかし、ここでも、サン＝キユロットとアンラジェに共通する限界、すなわち、「私的所有自体の承認」について触れておくことが必要となる。所有権の社会的制限を推進して経済的な不平等の解消をめざしつつも、ヴァルレが超えることができなかつた限界は、まず、第一に、第一八条四項で、世襲財産と相続財産・贈与を承認したことによるれる。また、第二に、第一七条において、「商業や農業が何ら被害をうけないこと」を土地占有の制限として掲げたことは、大土地所有者から農民や小商人を擁護する意図に出たものであるにせよ、それは、商業流通の自由・農業資本の拡充を保護し、ひいては資本主義的集中の状況を容認する態度につながるものであつたことを指摘しておかなければならぬ。さらに、当時、極左派のなかすでに呈示されつあつた「土地均分法」について、ヴァルレが全く考慮していないことも事実である。もちろん一七九三年三月一八日の土地均分法提起者を死刑にする法令のため、それを明示することはできなかつた事情も推察されるにせよ、一七九三年七月末に、モーシャンの司祭、ピエール・ドリヴィエが発表した所有権構想と比較すれば、ヴァルレの「土地均分法」派からの距離を否定することはできないであろう。<sup>(4)</sup>

ドリヴィエは、「全体的な貧窮による欠乏が、すべての従属をひき起こす時、自由はありうるだらうか。ある者がすべてを持ち、他の者が何も持たない時、平等がありうるだらうか」という、サン＝キユロットと同じ理念に出発しつつ、「土地は全員のものであり、特別の何者にも屬さない」「各人は、自己の労働の産物について、排他的な権利をもつ」という二大原則を提起した。土地についても、彼は、最大の自然の共有地であるとして、万人が大共有地に対する分配の権利をもつことを主張した。彼の案は、土地財産に対する相続権を廃止して共有財産を組成する一方、大小作地を家族単位の小耕作地に分割して、小作地の全面解体をめざすものであった。そして、コミューンが最終的な土地所有者となることで、市民の各世代は一時的な使用収益権者となり、彼らは災害等の必要に際して

共有地の分け前を要求しうるのみとされた。ジョレスは、こうしたドリヴィエの構想は、その内実において、まさに「土地均分法」の理念であったと指摘している。<sup>(5)</sup>これに対して、前述のように、ヴァルレの所有権論においては、土地所有の形態および彼の究極的な理念は、何ら具体的に語られていなかつたことがその限界として指摘されよう。

### ③蜂起権

社会契約が権限当局よつて逸脱され、主権者の主権が篡奪される非常時には、圧制に対する蜂起権が発生する。この権利は、前述したとおり、サンニキュロットが革命実践のなかで「人民主権の究極的な行使」として体得したものであつた。

ヴァルレは、第二二一条に次のような規定をおいた。

「圧制への抵抗は、貴重な蜂起の権利である。蜂起の権利は、ただ必要という法しか認めるべきではない。国王、專制君主、独裁者、野心家、支配的な陰謀家、暴君など、いかなる形で現われようと、それによつて国民の主権が篡奪され侵害されるとき、圧制が存在する。軍隊や武力が国家の中で優越するとき、圧制が存在する。社会契約が定めた限界を、設定された諸機関が逸脱するとき、圧制が存在する。國民の公金が費消され、国費の費消が社会の貧困を極度に進めるとき、圧制が存在する。このような状況では、一斉蜂起（insurrection universelle）こそが、独立を保障するもの、権利のうちで最も正当なもの、義務のうちで最も神聖なものとなる。」

このように、ヴァルレにあつては、圧制は、主権と主権者の主権行使が侵される場合に認められた。第一〇条五・六項で、租税の決定・公金の管理の監視を主権の行使として想定していたことと相まって、極度な国費濫用は、主権行使の侵害となることも示された。従来から、諸人権宣言では、圧制の存在は人民の権利の侵害の場合に認め

られてきたのに対し、ヴァルレにおいては、明確に「人民の主権侵害」として表現されていた点が注目される。彼にとっては、抵抗の権利は、一七九三年憲法、ローブヌール草案の場合のように他のすべての人権の帰結というより、むしろ、直接的に人民主権からの帰結として捉えられた。また、そのためにこそ、ヴァルレにとっては、抵抗の最後の手段として一斉蜂起が考えられたのであり、それは、主権者人民みずからの方で主権を回復し、圧制を転覆するための唯一無比の手段であった。主権の帰結として、主権によって導かれ、主権者の手で主権を実現するための蜂起は、彼にとっては平和的形態をとるいとは考えられず、武装蜂起のみを意味したと考えられる。

(一) J. Varlet, *Déclaration solennelle des droits de l'homme dans l'état social*, p. 10. (以下、条文についてには同書による)

(2) W. Markov, *Jacques Roux*, p. 472 やの他、本章四(2)のジャック・ルーの項田を参照。

(3) 國木朗「ジャック・ルイ・ド・サルト」(昭和22年1月号)、「所有權の中の生存權を内包せしる思想」であると理解し得る。

(4) P. Dolvier, "Essai sur la justice primitive pour servir de principe génératrice un seul ordre social qui peut à l'homme tous ses droits et tous ses moyens de bonheur" ([人間ジャック]の権利と幸福の手段を保障する唯一の社会秩序に基礎的な原理を与えるための本質的な正義に関する論文)においてもドリヴィエの所有權論が展開された。 (J. Jaurès, *op. cit.*, 1924 t. 8, pp. 212 et s.) なお、ドリヴィエの所有權論については、遅澤・前掲書一四五頁以下、二二五頁以下参照。

(5) J. Jaurès, *ibid.*, t. 8, p. 221. (以下、前掲訳書八卷三〇六頁参照)

## II 統治原理

(a) ヴァルレの統治原理——人民主権の八つの形態

ヴァルレは、人権宣言草案のなかで、社会状態における人権の筆頭に「主権の行使」を掲げ、市民の政治的権利

として、主権の実質的な行使を最重要視した。<sup>(1)</sup>

彼にとって、主権は、単一、不可分、不可譲で、時効消滅しえず、かつ、決して代表される」とのない全能の権利であり、第八条は、次のようにその属性と帰属について規定した。「主権の行使は、すべての諸国民（toutes les Nations）に帰属する。全権力（la Toute-puissance）は、本来的に、国民のうちにのみ存在する。それは、単一、不可分、不可譲で、時効消滅しえず、委任状（mandats）によつて委任される」とができるが、決して代表されるのではない。すべての国家に、ただ一つの権力が存在する。主権者たる諸国民の権力である。創設された諸機関は、そこから由来したものであり、つねにそれ「諸国民」に従属する」と。ここで主権の主体を、複数で諸国民（Nations）としたことについては、国内というよりむしろ世界的立場に立つて、各国の諸人民を想定したものと考えられる。彼が「アメリカ人、アジアの人民、アフリカ人、ヨーロッパ人、諸国民、主権者諸国民よ。誇り高くあれ。」と述べている点や、「全権をもぢながらも、一握りの人間によつて圧迫されている、世界中の主権者諸国民」に対しで宣言が発せられる形をとつてゐる点から、従来の主権の国内的帰属に関する「国民」「人民」の用法と異なるものであることがわかるであろう。これに対し、主権の国内的帰属については、ヴァルレは、八五県のフランス人民を主権者として捉え、人民主権の立場を明らかにしていた。このことは、第一〇条で「主権者人民（peuple souverain）」の用語を使用し、その他の規定で「人民の主権」という表現を繰り返し用いていただけでなく、実質的な主権行使を人民に眞に帰属させるための人民による意思決定手続きなど、周到な構想が用意されていたことに示される。具体的には、第九条が、「委任者（commettants）の正式な委任によらずに公務を執行する者は、人民の主権を侵害する篡奪者である」と表明したのに統いて、第一〇条で、人民の行使を強固にするための具体的権利を以下のように規定し、民主的な統治の体系を作りあげていた。

「諸国民の主権の行使は、互いに異なる八つの部分にわけられる。

(i) 直接にすべての公的機関 (les fonctions publiques) を選出する権利。

(ii) 社会の利益を討議する権利。

(iii) 法律を提案することを委任された受任者に、個別的には願望と意向を、全体的には「意思」を提示し、かくして、みずから法律の制定に参加する権利。

(iv) 自己の委任者の利益を裏切る議員 (délégués) を召還し、処罰する権利。

(v) 公の租税の必要性を確認する権利。すなわち、自由に、公の租税を承認し、その使途を見守り、その税額、基準、徵収、期間を決定する権利。

(vi) すべての公務員、行政官、官吏、国民の公金の管理者に、その事務について報告を要求する権利。

(vii) 受任者が、それらに法律としての効力を与え、かつ執行可能にするために提起した法律案 (décrets) を検討し、否認もしくは裁可 (sanctionner) する権利。

(viii) 任意に社会契約を再検討し、改造し、修正し、変更する、国家のなかの全体としての市民の権利。」

以上のような諸規定によれば、ヴァルレは、「みずから人民の立場に立脚した人民主権の原理を実質的に追求し、選挙権、審議権、法律発議権、受任者の召還権、租税決定権、事務報告請求権、法律裁可権、社会契約（憲法）改正権」という主権行使の諸権利を網羅する」といって、その実現を図っていたことが理解できる。彼の主権論のなかで、ふくに注目すべきのは、立法の手続きおよび命令的委任に関するものである。

(一) J. Varlet, Declaration, Article 7 (op. cit., p. 13). なお、ヴァルレの主権論については、杉原『人民主権の史的展開』三九一—一〇頁で詳細な検討がなされているが、憲法学の分野はもとより、歴史学の分野でも、日本の種の研究は豊富じながらえない。

(≈) Ibid., p. 20, Note (a).

## (b) 主権行使の形態と統治機構

### ① 主権行使と命令的委任の構造

一七九二年一二月九日、ヴァルレは、『特別の命令的委任に関する草案』と題する著作を「サン＝キュロットの出費で」出版のうえ、国民公会に送付した。<sup>(1)</sup>

このなかで彼は、代議士に対して、まや、「あなた方は、もはやわれわれの代表ではない。われわれの受任者(mandataires)であり、われわれの機関(organ)にすぎない」と通告し<sup>(2)</sup>、「代理権限なく委任なければ代議士なし」の原則に基づく命令的委任案を展開して、これが九二年八月一〇日以後の「立法專制主義」に対応するための歴史的要請であることを述べた。すなわち、ヴァルレは、過去四年間にわたる革命のなかで、人民の主権が代表制によって篡奪されてきたという認識に出発して、代表制を否定し、さらに、主権の行使が、人民あるいはそれと同視される第一次集会でなされるべきことを主張した。

まず、命令的委任案の第一の要素は、第一次集会による選挙と諸権限の委任である。彼は、「われわれが、国民公会の代議士を指名する選挙人を選出することだけで、われわれの主権を完全に行使できるか考えるがよい。……選挙は権利の根源的な譲渡ではない。……われわれは、一時的にせよ、その利益を受任者に委ねることで主権の行使を放棄するなら、それ以後は時効によって無効の状態になるということを理解している」と述べ<sup>(3)</sup>選挙権の行使のみでは不十分であることを指摘し、さらに、選挙人会を介在させる間接選挙制を非難した。彼にとっては、人民主権の実現には、まず「仲介者なく直接に、すべての公務員を選出すること」が必要であり、直接普通選挙制に基づく選挙が主権行使の基本的な要素であった。同時に、「主権の第一の行為は選挙することであり、第二は、選ばれた者に委任によって権限を付与することである」と述べられたように、「主権者による権限の委任によってのみ受任者は任務を開始しうること」が必要とされ、受任者への委任行為が主権行使の重要な要素とされた。<sup>(4)</sup>

次に、第二の要素として、受任者への活発な請願と監督が指摘される。受任者は主権者の意思に従って行動し、それに忠実でなければならないからである。ヴァルレは、代議士が無制限の力をもつことによって専制君主となつた過去の歴史的事実からこの要請を導き出し<sup>(5)</sup>、その悪弊を根絶するのは、今こそ、人民の不斷の監視による他はないことを強調した。

第三の要素は、人民による受任者の解雇である。ヴァルレは、「あなた方議員は、解雇されらるものであることを宣言したが、われわれは、あなた方が解雇されるべきか否かを容易に決するであろう。われわれの意思の表明と通知が、あなた方に任務の範囲を提示する。そしてあなた方は、みずからが代理権に基づいて人民の考えに発展をもたらすことを委任されたにすぎない、という原則につれもどされるだろう」と述べた。<sup>(6)</sup>ここでは、彼は、代議士に権限の範囲を定めないで絶対的な自由を与えることの危険を十分に承知していたために、解雇の問題を協約の停止として捉えた。また、人民による法律の裁可の原理に関して次のように指摘した。「もし、協約の原理の承認が、人をまどわすもので承服しえず、第一次集会で利益を論ずるになじまず、または、受任者の使命であるものと異なるときは……、代議士を召還してその意図を説明させ、彼らが受任者として締結している協約を停止することが帰結される」と。<sup>(7)</sup>ついで、「権限を逸脱し、もしくは市民の利益に背いた受任者を罰する」ことが要請された。「立法者專制」から人民の主権を守る最後の方法として、議員の責任追及が当然に必要とされるからである。

以上のように、ヴァルレの命令的委任案とは、「代議士は受任者にすぎない」という原則を、任命および権限委託、受任者に対する請願、監視、解雇、協約停止、課罰という内容によって担保しようとしたものであった（人権宣言草案第一〇条一・三・四・七項）。そして、ヴァルレにおいては、この原則は、人民主権を実現するための立法・執行手続きの態様と切り離して考えることは不可能であった。<sup>(8)</sup>

## ② 意思決定手続き——「人民による立法」の手続き

立法の手続きについては、前述の人権宣言草案第一〇条第三・七項で、人民が法律案の作成を委任し、審議し、最終的に議決するという周到な規定が与えられていた。それによれば、主権者は、まず、法律案の提示を任務とする受任者に対して、個人的な意見・願望や、第一次集会での全体的な意思を、陳述あるいは表示し、立法への第一の協力をする。これに基づいて議会で法律案が作成され、第一次集会に送付される。この法律案は、第一次集会の裁可を経たときのみ法律の効力をもつため、人民の審査と裁可に付することが必要だからである。こうして第一次集会の人民は、否認か承認を決することで、法の成否への決定的な参加・協力を実行する手段を掌握するものとされた。

また、一般意思の形成について、ヴァルレは、人権宣言第二四条に次のよきな規定をおいた。「法律は、一般意思の表明である。この意思は、主権者集会に集合した市民が、セクションごとに表明した部分的な願望を収集し、比較し、検討することによってのみ知られるものである」と。

ここにおいて彼は、まず、セクション単位で社会全体の利益を討議し、その中で表明された個人的な意見や、セクションの統一見解をセクションから派遣された受任者が各々もちより、中央の議事機関で討議したうえで、その結果を再びセクションの審査・裁可にかけるという手続きを想定していた。そして、この中央の議事機関をとおして、各セクション内の人民の声が一般意思に高められるものとされた。ここでは、直接に全市民が参加するのではなく、各セクションの受任者に一般意思の形成を委任する手続であるために、一般意思が誤り、または、主権者が欺かれる危険性は免れえない。それゆえ、その救済あるいは予防のために、直接選挙制や、その他命令的委任論に基づく受任者の報告や召還、責任追及の諸制度、人民による法律裁可制度が設けられていたといえる。

### ③ 執行監督手続き

ヴァルレは、『特別の命令的委任に関する草案』のなかで、すでに、公務員に対する規制、公職就任の平等の保

障、地方自治の重視、兼任の禁止等を要求していた。

彼は、「フランスでは、もはや第一次集会と受任者のなかにしか人民の権利は存在しない。したがって、以後、法律の執行は、執行委員会に委ねられることを基本法として制定せよ。その執行委員会は、罷免可能な少数の公務員からなり、一定期間毎にその責任が審査される。法律の執行のために招集される各市民は、順次、執行委員会の議長になる」と述べて、執行手続きの構想を明らかにした。<sup>(9)</sup> 彼によれば、各大臣は、人民によって告発をうけた場合は、二年毎に再選挙され、審査をうけることが義務づけられ、また、その場合は、立法府は、全第一次集会に候補者のリストを送らなければならないとされた。さらに、ヴァルレは、公務員が不正行為をしたことが確認された場合には、人民の利益を裏切った受任者を死刑に処するための刑事法を制定すると同時に、公務員や代議士の業績を把握し、責任を法的に追及するための調査・管理制度を創設することを要求として掲げていた。<sup>(10)</sup>

以上のような、ヴァルレの主張は、人権宣言草案には、次のように表明されていた。

「国家において創設された機関の第一のものは、国民代表部〔＝議会〕と呼ばれ、第二のものは法律執行委員会と呼ばれる」（第二五条）。「社会契約は、公職の終身制を正式に禁止する」（第二六条）。「社会契約は、公職の兼任を許容してはならない。すべての創設された機関の間に明確な分離を確立しなければならない」（第二七条）。

これらのうち、第二五条は、執行委員会は議会の下位に位置することを意味し、第二六条、第二七条の規定は、立法と執行両機関における権限の分離（権力分立ではない）を前提としたものであると理解することができる。すなわち、執行機関は、人民および受任者あるいは立法者の有する権力を単に執行する権限をもつにすぎないために、これらに従属すべきものであり、その権限が超肥大化する危険性をもつ終身制や兼任が否定されると同時に、立法の機能とは明確な区別が前提とされなければならないとされた。

次に、第二九条は、不正公務員に対する責任について規定した。「社会契約は、公務員の野心を制限することを特

にめざさなければならない。したがつて、いかなる者であれ、義務に違反した場合は、その使命の重大さに比例して刑罰を課せられる」と。こうして、人民主権下での執行監督手続きが、公務員に対する刑事責任の追及によって完了するものとされた。このほか、人民の直接的なコントロールの他に、議会による行政統制も志向され、人民—立法府—執行府という権力の段階構造も存在していた（第二五条）と考えられる。

このほか、ヴァルレは、サン＝キユロットが主張されていた司法権の主権者人民への帰属、あるいは、人民裁判所やセクションにおける裁判の実施等の問題については、『特別の命令的委任に関する草案』のなかで「選挙された愛国者からなる主権者の司法官の制度」を示唆していた他は、特別の構想を示さなかった。この点については、不正公務員に対する処罰の主体は、司法官ではなく、第一義的には、あくまで主権を行使する人民、とくにセクション内の人民であったと解するのが、彼にとって一貫していると思われる。

#### ④セクション中心主義

立法手続についての考察から、ヴァルレの構想では、一般意思の形成をはじめとする法律制定への人民の参加がセクションを中心としてなされるという重大な特色を理解できた。一般的な立法手続きのみならず、ヴァルレは、より広義の社会契約の成立に関して、セクション中心主義を次のように表明した。

「主権者たる国民が社会状態を形成するとき、その諸セクションは、内容を明示した委任状を携えた議員を派遣する。集合したその代理人たちは、自己の委任者の意図を開示し、彼らに法案を作成し提示する。多數がこれを承認すれば、その基本協約が、社会契約と呼ばれるひとつのまとまりとなる」（人権宣言草案第二三条<sup>12</sup>）。ちなみに、ヴァルレは、第一〇条八項で社会契約の変更権について述べた。これは、従来の人権宣言ではほとんど「憲法改正権」とし理解されていたものである。ヴァルレは、根本規範としての意味をさらに明確にするために「社会契約」という用語を用い、これに「社会状態形成において国家の構成員たる主権者が共同して締結する根本的規範」とい

う内容を与えていた。

さて、ヴァルレにおけるセクション中心主義は、主権の行使の態様であると同時に、主権行使を現実化するための国家機構そのものに係わっていた。それは、何より、ヴァルレ自身の政治的活動基盤がセクションであり、さらに一七九三年には、国民公会に対立する中央機関として全セクションからなる中央委員会をエヴェシェ（旧司教館）で実現していたという事実から明らかにされるものである。<sup>(13)</sup> 実際、フランス革命史研究の立場からは、このヴァルレの実践をとおして、彼の主権論を理解し、境界を指摘する傾向が強いといえる。<sup>(14)</sup>

しかし、原理と実践の問題を混同しないためにも、ここでは、彼の主権原理上のセクション中心主義の問題点をまず抽出しておかなければならぬ。セクション内で表明された全人民の意見をもとにしつつ、しかも再度の人民の承認を要件として一般意思を形成するという彼の人民主権の構想自体には、何ら内的矛盾はなく、そのうえ、命令的委任論等による保障を完備していた点でもすぐれていたと思われる。にもかかわらず、問題があるとすれば、それはセクション自体の存在形態に關係するものであった。

すなわち、ルソーが「一般意思が十分に表明されるためには、国家のうちに部分的社會が存在せず、各々の市民が自分自身の意見だけをいうことが重要である。……もし、部分的社會が存在するならば、その數を多くして、その間に生ずる不平等を防止しなければならない。こういう用心だけが、一般意思を常に明らかにし、人民がみずからを欺かないために有効なものである」と述べた点に、ヴァルレも注意を払う必要があつたといえる。そして、ルソーのように、國家の諸権力が一般意思によつて指導される場合を前提にする場合には、「主権の具体的行使をセクション単位で実施すること」と、「各セクションの意思は何ら一般意思では在りえないこと」の間に存在する不可避免的な矛盾を自覚しなければならなかつた。人民主権を実質的に保障するために、前者を強調すればするほど、セクション単位の觀念的分割は進行し、一般意思の統一とはますますかけ離れてゆくからである。しかも、この傾向

を避けるためにセクション間の連絡を密にし、命令的委任の場合の委任内容や範囲の統一を図ることなどが実際上考えられるにせよ、彼の理論からは、それらのことは何ら必然的に導かれるものではなかつた。

以上のこととは、一七九二年から九三年にかけてのサン＝キュロット運動の高揚期に、「セクションは主権者である」という自覚が高まつた過程でエヴェシェの中央委員会が組織されたことにも関連する。すなわち、革命実践の面で、セクション内での人民主権原理の個別的な実現に力を注ぎつつあつたサン＝キュロットの支持を頼つて、ヴァルレは、国民公会やコミューンにも対抗する中央機関を組織し、これを統一してゆかなければならなかつた。そして、彼は、一七九三年五月三一日にセクションの中央委員会を主権の主体として表明するに至つた。一七九二年の『特別の命令的委任に関する草案』では触れられなかつたセクション中心主義が、人権宣言案のなかに登場するのも、こうした状況の推移によるものといえるであろう。そこで、実践上の問題点あるいは「敗因」をまとめるところのようになるであろう。

- (i) 四八セクションの足並みが不統一で、中央委員会に全セクションが参加しえない状況であった。したがつてルソーの“部分的社會”としては、当時のセクションは一般意思の形成に平等の立場で参加してはいなかつた。また、それは不可能であつたこと。
- (ii) 各セクション内の自治と、主権行使への努力が、逆に、全セクションによる一般意思形成あるいは共通利益追求を軽視させる方向に作用したこと。
- (iii) ヴァルレの中央委員会機構は、本来、既存のコミューン組織と両立しうるものではなかつた。現実に、対立関係を招来していたなかで、その関係およびパリ以外の地方組織との関係について明確な位置づけが、ヴァルレその他のメンバーによつて与えられなかつたこと。
- (iv) 反革命や戦争等の緊迫した危機状況のなかで、強大な中央集権化が要請されていたことに対し、中央委員

会の組織と原理がそれに対処しならぬのではなかつた」と——などである。

- (一) J. Varlet, *Projet d'un mandat spécial et impératif aux mandataires du peuple à la Convention Nationale*, 1792. (B. N., Lb<sup>4</sup>, 109). 井上かみ・龍掲書 | 二八頁より前葉 | 一七九二年九月二十九日配布の事実が明かに記載される。 (cf. R. B. Rose, *op. cit.*, p. 18, note (48)) 参 A. Mathiez, *op. cit.*, *Annales Révolutionnaires*, t. 9, 1917, p. 468 以下 | 一七九二年 | 一二月六日公報は職業者たる者が示されたもの。
- (2) J. Varlet, *Projet, d'un mandat spécial et impératif*, p. 5.
- (3) *Ibid.*, pp. 4-5.
- (4) *Ibid.*, p. 6.
- (5) ヴァルレは、憲法制定国民議会時の議員などが、国王と同じく巨大な権威をもった専制君主となつたことを指摘する。「抑制のない権力」と、権限なく委任もない代議士ができるて、容易に彼らの体制や特殊意思を主権者の秩序のかわりに弄へんじがやあたのが認められた。この根源的な悪をあなた方が根絶するのだ」と述べていた。 (J. Varlet, *ibid.*, p. 6)
- (6) *Ibid.*, p. 11. 杉原『人民主権の史的展開』五二頁では、命令的委任の場合の責任追及とは、法的な委任範囲の逸脱に対する法的責任のみならず、受任者としての行動の不適切さに対する政治的・倫理的責任も含むかどうかを問題としている。この点は、ヴァルレの構想のなかで必ずしも明確にされているわけではないが、『特別の命令的委任に関する草案』のなかに、市民の一般的な利益に背いた受任者の処罰を含んでいたことなどからすれば、後者のように広く理解しておこうことが妥当と思われる。
- (7) *Ibid.*, p. 12.
- (8) ヴァルレは、人民主権について、人権宣言に次のような条項を規定することを『特別の命令的委任に関する草案』のなかで公会に要求していた。「人民の主権とは、以下のことを実施するために、市民が第一次集会において享有する自然権である。すなわち、市民が仲介者なく直接にすべての公選のメンバーを選出し、みずからの利益を討議し、法律作成を委任する旨の委任状を代議士に与え、彼らを召還する能力を保持し、その代理権限の逸脱あるいは委任者の利益に背いた受任者を罰する能力を留保し、その上、法律案を審議することである」 (*Ibid.*, p. 16) 。
- (9) *Ibid.*, p. 18.

(10) *Ibid.*, p. 19.

(11) Varlet, *Déclaration solennelle des droits de l'homme*, pp. 20 et s.

(12) *Ibid.*, p. 20.

(13) 本草四(1)(2)(ii)五九一六〇頁参照。

(14) 井上すゞ・前掲書一二七一三二頁は、ヴァルンの代表—委任についての考え方を分析し、ヴァルン的民主制の矛盾の結果として、リーダーシップの欠如・拒否、運動の統一性の欠如、無責任性を指摘している。しかしでは、ヴァルンの中央委員会の構想を「民衆的フューデラリズム」と呼び、彼の実践から原理を検討してゆく方法がとられているが、ヴァルンの人民主権原理の解明においては、この方法の危険性に注意する必要がある。この点を含めて、ヴァルンの「民衆的フューデラリズム」の限界を指摘する井上すゞ教授の議論に対して、杉原教授から詳細な検討と批判がなされている。杉原・前掲書五四頁以下参照。

(15) ルソー・前掲訳書第一編三章四八頁。

#### 第四章 一七九三年憲法の歴史的意義と限界

——むすびにがえて

##### 一 一七九三年憲法の歴史的意義

(1)

###### 革命後期の民衆運動と一七九三年憲法

フランス憲法史上最初の共和主義憲法である一七九三年六月二十四日憲法は、一七九二年八月一〇日の政変の成果として共和制の基本原理を確立するため制定された。フランスで初めての男子普通選挙によって選出された国民公会は、当初から、憲法制定の任務を担って登場していた。

革命勃発後四年目の一七九三年には、民衆運動の激化に伴う革命路線の左傾化によつて、貧困な多数の民衆の利

益がめざされ、上層市民を代表するジロンド派に代わってモンターニュ派が革命を指導した。折しも、反革命と戦争の最大の危機のなかにあって、革命と共和国の防衛が第一に優先すべき目標となつた。——一七九三年憲法は、このような革命状況のなかで成立した。内外の敵に新しい共和国の統一と威力を誇示するためには憲法の存在が必要であり、民衆に満足を与えてその力を結集するためには憲法の原理こそ有効であった。一七九三年憲法は、これもまたフランス憲法史上最初の、人民投票によつて承認された。

しかし、その憲法の実施をめぐつて状況は一変した。危機はますます深くなり、革命防衛・共和国防衛の目標は、民衆の利益実現の目標とは両立しえないことがしだいに明確になつた。この目標のために、モンターニュ主流派とロベスピエール派からなる公安委員会は、左右の反対者を弾圧して恐怖政治を開き、民衆とも対立した。一七九三年一〇月一〇日には、憲法制定から四カ月足らずでその施行延期が決定され、その民主的・急進的な憲法原理は水泡に帰した。<sup>(1)</sup>

こうして、まさにリアルな歴史的状況のなかで一七九三年憲法は成立し、消滅した。一面、すべてが「事物の力」によるものである。しかし、危機的状況がなかつたならば、憲法が実施されえたと解するのは早計である。<sup>(2)</sup>それが掲げた「不完全な」人権原理さえ、実施されるには、モンターニュ派は余りにも「非民主的」「反民主的」でありすぎた。彼らは、あくまでブルジョワジーの代表であり、その社会基盤において民衆と一線を画していた。ロベスピエールを含めて、政治的思考に勝れた議会ブルジョワにとっては、民衆の利益を共有することは本来的に不可能であった。一方、主権者としての民衆も、この民主的な憲法を実施するには、あまりにも未熟な要因を多くもちすぎていた。階級的自覚が欠落し、確かな理論と強固な団結をもちえなかつたばかりでなく、一般民衆とアンラジエ・リーダーとの間にさえ大きな隔たりがあつた。さらにアンラジエ自身も、党派的な団結と支持基盤強化の努力を怠つていた。こうして憲法の有名無実化とともに、革命のなかに構築された民衆運動それ自体が内部的

な無力化の方向に進んでいった。

ところが、テルミドールの反動による革命政府の崩壊を経た一七九五年に、一七九三年憲法の名が再び歴史に登場した。この時期には、テルミドール右派（ブルジョワ保守派）、テルミドール左派（ジャコバン派）、ネオ・エベール派（旧サンニキュロット運動派）という三勢力のうち、ブルジョワ保守派が勝利し、他の二派に完全な敗北がもたらされていた。一七九三年憲法は、この時期の第三勢力の綱領となつた。

一七九五年三月になると、パリの食糧不足の深刻化に加えて、議会内の一七九三年憲法修正の動きが、すでに沈滞していたサンニキュロット運動を立ち上がりさせ、グラヴィリエ・セクション、シテ（Cité）セクションなどを中心に、議会への抗議行動が始まった。四月一日のジュルミナールの蜂起では、蜂起を呼びかけた「人民よ目覚めよ（Peuple, Réveille-toi!）」のパンフレットが、国民公会に対し一七九三年憲法の迅速な実施を要求しており、セクションの諸要求のなかでもそれが中心的な位置を占めた。<sup>(4)</sup> 続いて五月三〇日のプレリアールの蜂起では、「パンと一七九三年憲法を」と書いたプラカードが掲げられ、「パンを獲得し、諸権利を奪還するための人民の蜂起」というスローガンのもとで、一七九三年憲法実施の要求が再確認された。<sup>(5)</sup> この蜂起ではパリ東部・中央部のセクションを中心とする多数の民衆によって議場占拠と騒乱が繰り返され、一時は「食糧改善と九三年憲法維持」の口約を得るまでに至った。蜂起は、結局議会の鎮圧によって敗れ、サンニキュロット運動自体が完全に息の根を止められることになつたが、一七九三年憲法は、これによつて一層、民衆の渴望と執着に根ざした革命の一大成果としての位置づけを与えられ、人民の「武器の一<sup>(6)</sup>」となつた。

一方、初期にサンニキュロット運動を支持しつゝ、やがてこれと決裂し、私有財産の廢止による徹底的な平等と人民主権をめざしていたバブーイ（G. Babeuf）も、一七九三年憲法を高く評価していた。とくに一七九六年四月九日に出された『バブーイの教義の分析（Analyse de la doctrine de Babeuf）』のなかに、次のような規定がおかれ

ていた。

「一七九三年憲法は、フランス人民の眞の法典である。」（第一二条）

「全市民は、一七九三年憲法にしたがつて人民の意思と幸福を回復し、これを防禦しなければならない。」（第一三條）

「一七九五年憲法に由來する、すべての権力は、不公正かつ反革命的なものである。」（第一四条）

「一七九三年憲法に手をふれる者は、人民の尊嚴を傷つける犯罪者である。」（第一五条）

また、秘密総裁府の蜂起綱領として四月中旬に起草された『蜂起状 (Acte insurrectionnaire)』でも、「蜂起の目的は、一七九三年憲法、万人の自由、平等、幸福を再建することである」（第二一条）と定められ、一七九三年憲法が秘密総裁府の統一綱領になっていたことがわかる。<sup>(8)</sup>

このように一七九三年憲法が綱領的な機能を果たしえた理由として、第一に、この憲法が、人民投票によって承認された唯一の正規の憲法であり、一七九五年憲法に対抗するための民主的な存立基盤をもつていたこと、第二に、一七九三年憲法の諸原理のうち、人民主権原理や平等原理などはバブーフらにとっても一定の評価に値するものであったことが指摘できる。しかし、第二の点については、もちろん、バブーフは、所有権の不可侵性や受任者の責任追及手続きの不備など、一七九三年憲法原理上の限界に気づいており、それ故に、こうしたバブーフの礼賛は多数の支持を得るための政策にすぎないとする解釈も生じている。バブーフの平等主義は、ロベスピエールやアントラジエの「小ブルジョワ平等主義」や「土地均分法」派の思想を超越して、私的所有の否定と国民共同体の共有に到達し、社会主義を基礎とした人民主権原理の構造と結合した点で、一七九三年の諸原理を超えるものであつた。<sup>(9)</sup>にもかかわらず、少なくとも、一七九五年憲法による革命成果の否定が起こりつつあった段階では、一七九三年憲法こそ、民衆や反政府的共和主義者にとって尊重すべき民衆的・民主的伝統の源泉であつたことは事実であ

り、一七九五年憲法に対抗して彼らの力を結集するためには、必要かつ最も適切な道具でもあった。バブーフ自身が「われわれは、長い間、誠実な共和主義者が結集すべき集合点を示してきた。それは人民によつて承認された一七九三年憲法である」と述べていたように、彼なりのことを最もよく理解していくと考えられる。

- (1) 一七九三年憲法の制定意義および制定から施行延期に至る経過と革命状況については、本稿(2)（成城法学一八号）第一章（一一六頁以下）・同(3)（成城法学二〇号）第二章（一一〇一頁以下）で検討したといふである。
- (2) 一七九三年憲法の制定と施行延期について、延期は客觀情勢によつてやむをえない不可避的結果とみるか、当初から、単に民衆を嚮導する意図に出た「暮間狂言」とみるかは重要な問題である。（杉原『國民主権の研究』六四頁参照）。やはり本稿(1)（成城法学一大号）序章（七頁以下）、同(2)（成城法学一八号）第一章（一一〇頁）、同(6)（成城法学三一號）第三章三（六五頁以下）などでもみたように、そのいやれか一方に断定するよりは困難である。単純な歴史的考察は前者に、単純な憲法原理上の考察は後者に接近させるだけである。
- (3) ブルーバーント後の革命状況とシルバーナー・アーヴィング両蜂起については、柴田『バーレーの讃謡』長川版二十一の他、Tønnesson, *La Défaite des Sans-culottes*, 1959, pp. 52 et s. 参照。
- (4) Tønnesson, *op. cit.*, pp. 181 et s. トネッソン、一七九三年憲法の実施要求は、人民を嚮導するためのジャコバンの政治家ブルターノードらの反対陣からR. ニュートン、G. ニードルの見解を明確に否定している（*Ibid.*, pp. 348-349 (11)°）。
- (5) *Ibid.*, p. 160. これに対し、国民公会は、「一七九三年憲法は人民に直接的権力を与えやしないので、人民はやがてR. ニュートンの蘇生を可能にするのである」とラモチヨー（Thibaudeau）の見解に従つて憲法制定作業を継続し、両蜂起後の一七九五年八月二一日、一七九一年憲法型の新憲法（いわゆる共和暦三年憲法）を制定した。
- (6) *Ibid.*, p. 241.
- (7) Buonarroti, *Conspiration pour l'égalité, dite de Babeuf*, 1957, t. II, pp. 99-107. たゞ、バーレーの平等派は一七九三年憲法の關係ないか。M. Dommangeat, 'Les Égaux et la Constitution de 1793', *Babeuf et les problèmes du babouvinisme*, 1963. 参照。
- (8) Buonarroti, *op. cit.*, pp. 164 et s., 99 et s. いわゆる、バーレーの『一七九五年憲法に従つぐある（Doit-on obéir-

sance à la Constitution de 1795?】）へと文書のなるべく、一七九三年憲法成立における民衆的要素を強調（Buonarroti, *op. cit.*, t. II, pp. 124-129; M. Dommanget, *op. cit.*, p. 96）また、『王族の自由新聞（Journal de la liberté de la presse）』（Qだふド）一七九三年憲法宣言第七条、第十六—第二十九条、第三十一—第三五条を援用して（M. Dommanget, *op. cit.*, p. 86））、これが注目される。

(9) 柴田・前掲書「一九八〇年では、政策的配慮に出たものと解してよ。」

(10) 社会主義と結合したバーナーの人民主権の構造（バーナーの人民主権の歴史的展開）――一九八〇年版。之上にあげたものの中、「バーナーの陰謀」として Colloque international de Stockholm; Babeuf et les problèmes du Babouisme, 1963, J. Brumhat, Gracchus Babeuf et les Égaux' 1978, V. M. Daline, A. Saitta, Bibliographie dans Inventaire des manuscrits et imprimés de Babeuf, 1986（大蔵図録）鶴田耕『バーナーの時代』（一六四四年）岡昇『平等の願かれた人々——バーナーの仲間たち』（一九七一年）中本聰『バーナーにおける革命思想・増補版』（一九八〇年）などを参照。

(11) M. Dommanget, *op. cit.*, p. 97.

## (2) 革命期以後の歴史的機能

大革命以後、一七九二年憲法は、フランスにおける一つの民主的伝統を担ふるとして、「後代のそれぞれの時点における現状批判的運動のシンボル」として機能した。このことは、マティエが次のように指摘するところである。「革命の逞しい楽観主義は、未来への有効な賭けであった。彼らの憲法は完全に死んだのではない。その精神はなおも生き続け、その美德は、何ら使い果たされてしまったわけではなかつたのである」と。

このことを証明するならば、一七九三年憲法は、ある時はサン=シヨロット運動への追憶の表象、ある時は「シャロベン主義」の伝統として、今日まで生き続けた。フランス左翼運動の通史のなかでは、一般に、①復古王制期のカルボナリ（Carbonnerie）党とシャロベン主義、②七月王制期の共和派運動とシャロベン主義、③二月革命と第二共和制期の民衆運動、④第二帝制末期の急進主義運動とブルヴァール綱領、⑤パリ・ノーヴィー・ローン期の民衆運動

と諸綱領、(6)第三共和制期の急進主義運動と諸綱領、(7)一九四〇—四四年のレジスタン運動、(8)第五共和制期の左翼統一戦線と社共共同政府綱領など、各時代の種々の局面で、一七九三年の革命理念（ジャコバン主義）や一七九年憲法の原理との関係が言及されてきた。しかし、すでに第一章でも触れたように、これらの言及のなかでは、一七九三年憲法の原理とロベスピエール派の憲法原理あるいはサン＝キュロットの憲法理念との区別が必ずしも明確にされておらず、いわば「フランス左翼の潮流の緩やかな綱領」として捉えられてきたにすぎない。そのなかにも、J・ドフランのように、フランス左翼の潮流と大革命期のモデルを、各々、(a)自由主義左翼（一七八九—一七九一年の自由主義的立憲派）、(b)権力左翼（一七九三）—一七九四年の全体主義的ジャコバン派）、(c)反抗左翼（サン＝キュロット運動に出発したプロレタリア的・絶対自由主義的なアンラジュ、バブーフ派など）、に求める場合、あるいは、G・ルフランのように、(a)自由主義的・議会主義的左翼、(b)民主主義的・反教權的左翼（コンドルセ、ロベスピエールなど）、(c)社会主義的・共産主義的左翼（アンラジュ、ユベール、バブーフなど）に分類する場合などがある。したがってこれらについて、各々、一七九三年憲法の原理の位置づけを問題とする」とが必要となる。当面は、これらの分類のなかでは、一七九三年憲法自体の原理については、概ね第二の(b)の潮流のなかに位置づけ、この憲法の起源を「革命のブルジョワ的成果の防衛」を本務とした国民公会のモンタニュ主流派の原理に求めたうえで、その内容を、ジロンド派、ロベスピエール派、あるいは、(c)に分類される)サン＝キュロット・アンラジュの憲法思想・憲法原理との比較のなかで明らかにしておくことが妥当と考えている。が、このような革命期以後の一七九三年憲法の歴史的意義の問題は、序章で示したように、続巻の課題として今後の検討に委ねるといふしたい。

(1) 樋口『近代立憲主義と現代国家』一四一頁。

(2) A. Mathiez, "La Constitution de 1793", A. H. R. F., 1928, p. 521.

(23) G. Lefranc, *Les gauches en France*, 1973, pp. 92-95.; G. Martin, *Les Jacobins*, 1963, p. 105. 且木『トトロ・政治史』(+)』中「一九二一年の『人権協定』の翻譯」。

(4) 「一八三二年の『人権協定』の翻譯」と、ローマン・カントールの「人権宣言が採用されたたゞ一八三二年の時期の普通選挙運動に与えたジャバーバン主義の影響が指摘されることが多い。伊藤滿智子「オーギュスト・ブランキと七月王政期の共和派運動」歴史学研究三九号二二頁などを参照。

(5) R. Rémond, *La vie politique en France*, t. 2, 1969, pp. 21-25. どうして「一七八九年の民衆運動の遺産として捉えられる」。

(6) G. Lefranc, *op. cit.*, p. 145, pp. 289 et s.; A. J. Tudesq, *La démocratie en France depuis 1815*, 1971, (大石訳『トトロ・政治史の民衆運動』「一九七四年」) 二二頁、二三頁などを参照。

(7) パリ・モンマー期の人民主権原理について、杉原『人民主権の史的展開』三三三五頁以下、柳春生「パリ・モンマーにおける代表観念にかんする憲法史的考察」法政研究三八卷二一四号四九〇頁などを参照。

(8) G. Martin, *op. cit.*, pp. 108-111, pp. 116-119. どうしてジャバーバン主義の產生として捉えられてくる。

(9) トトロ・共産党は、「一九四五年に一七九三年憲法の再建を要求」(M. Duverger, *Institutions politiques et droit constitutionnel*, 1971, t. 2, p. 24)、「一九七五年の『自由の憲法』(邦訳『世界政治資料』「一九七五年」) 四五五頁)「一

四一頁) のなかで「一七九三年憲法を言及してある。なお、共同政府綱領に至るトトロ・の人民主権の系譜」(同上)「主権と自由」専部編・前掲書(『國民主権と國民代表制』所収)三五一四〇頁、杉原『人民主権の史的展開』四二九頁(二)参照。

(10) 本稿(1)序章「(一)一九〇〇年」同(2)第一章「(一)一九〇〇年」(二)参照。

(11) トトローク(翻訳)『トトロ・の左翼』(一九七一年)二二二一四〇頁。

(12) G. Lefranc, *op. cit.*, pp. 24 et s.

## II 一七九三年憲法の限界と諸問題

### (1) 人権原理上の限界

前章の検討から、一七九三年宣言の内容がジロンド宣言のそれとはほぼ同一の線上にあり、その所有原理をはじめとして、一七九三年憲法の人権原理が、そのブルジョワ的性格において、ジロンド草案とそれとはほぼ同質のものと考えられることが明らかにされた。人の自然的権利としての「平等・安全・所有・抵抗」の権利を基調とした点では、その人権原理が一七八八年宣言の類型からさほど遠くないことも認められた。一方、一七九三年宣言の特徴として、平等の強調とその権利性の承認、社会権的諸規定の設置、蜂起権の承認などがあげられる。これらは当時の民衆の要求に応えるものとして、人権原理の「社会的傾向」を示すものであった。

しかし、ロベスピエール宣言やヴァルレ宣言を比較の対象に加えた場合には、その「社会的傾向」の限界が一層鮮明に浮かびあがる。これによつて、一七八九年宣言・ジロンド宣言などの「個人的自由中心型」に対置しつつ、一七九三年宣言の人権原理を「社会的平等中心型」と解してきた従来の解釈も、一定の留保を迫られることになる。

まず、人権宣言の意義及び諸権利の体系についてみると、最高存在としての神の前で厳肅な人権宣言を発するこ<sup>(1)</sup>とによつて、社会目的の維持を政府の責任として自覚しようとする態度は、ジロンド宣言・一七九三年宣言・ロベスピエール宣言・ヴァルレ宣言のすべてに共通していた。また、社会目的を「共同の幸福」とし、政府の任務を人間の自然権の保障であると規定した一七九三年宣言第一条は、ロベスピエールやヴァルレの構想とも一致していた。にもかかわらず、その権利の内容はこれらとは異なつており、「平等・自由・安全・所有」という自然権の絶対不可侵性を基調とした一七九三年宣言の限界をそこに認めずにはいられない。ロベスピエール宣言は、「主要な人権は生存権（生存の維持に備える権利）と自由である」（第二条）と表明して社会的平等への意図を示したし、ヴァルレ宣言も、主権の行使や思想行動の自由、財産の享有等を権利の内容として掲げつつも、それを「社会状態における権利」として限定し、社会状態に特有の定義を与えた。諸権利のなかで、概ね一七八九年宣言やジロンド宣言

を踏襲した一七九三年宣言の限界についての検討に適するものは、とりわけ平等、所有、社会的権利などである。

最初に、平等についてみよう。「平等」をそれ自体権利の中に含め、さらに、それを諸権利の筆頭に移して強調した一七九三年宣言では、政治的・社会的な平等を保障するために種々の具体的規定をおいた功績があつた反面、限界をもたないものではなかつた。もちろん、一七八九年宣言と比較すれば、平等の権利化や社会的規定の設定そのものが憲法史的には前進であつたことは否定できないにせよ、その内容としての、奴隸の禁止、公職就任の平等など身分的平等は、旧制度を打破した革命の成果として当然のものであつた。また、法律制定への参加などの政治的平等を掲げたことも、普通選挙制を実現していた当時の状況の追認に他ならず、ジロンド宣言と差異はない。通常、社会的規定として重視される教育の機会均等や公的扶助に関する規定さえも、すでにジロンド宣言に掲げられていたものであり、「時代の要請」を示したものといえる。すなわち、一七九三年の新たな共和制下で要請された平等は、もはや形式的な権利の平等や、政治的平等の表明ではなく、唯一、実質的な社会的平等あるいは経済的平等の実現であった。そのため、ヴァルレ宣言の第六条は、平等の内容を具体的にし、社会的地位についての称号の使用や社会的報奨について定めるとともに、累進税法と課税免除の規定をおいた。また、ロベスピエール宣言でも、累進税制が規定されたばかりでなく、四月二十四日の演説のなかではその採用がとくに強調されていた。これらに対して、一七九三年宣言が、経済的平等の実質的保障に意を用いなかつた事実は、その限界として注目に値すべきものである。と同時に、これと関係をもつ他の多くの規定が、この平等の原理のあり方を決めるものであったことを忘れてはならない。

それは、とりわけ所有権規定のなかに示された。一七九三年人権宣言第一六条は、「所有権は、任意に、その財産、収入、労働および事業の成果を享受し処分する、すべての市民に属する権利である」として定義し、一七八九年宣言・ジロンド宣言と同様、神聖不可侵の自然権のなかにおいた（第二条）。また、「いかなる種類の労働、耕

作、商業も、市民の事業として禁止されえない」とする第一七条も、市民憲法の特色としてのいわゆる「商業の自由」を表明したものであり、しだいに進展しつつあった資本主義的集中と経済力の格差拡大の方向に対しても承認を与えるものであった。ジロンド宣言の所有規定との比較に際して指摘したように、一七九三年宣言で、所有権の主体を「市民」とし、対象から「資本」を削除するなど一定の配慮が認められたにも拘らず、いずれも所有権の不可侵性・自然権性を否定するまでに至ってはいなかつた。<sup>(2)</sup>

この点、ロベスピエール宣言では、自然権のなかに所有権を含めることをせず、所有の原則を社会制度として把えることで濫用に至る大所有に制限を付すことを考慮していた。その第六条では、「所有「権」とは、各市民が法律によつて保障された財産の部分を享受し、处分する権利である」と定められ、法的に保障された範囲内の所有とそれによつて保障された財産の部分を享受し、处分する権利である」と定められ、法的に保障された範囲内の所有とそれに伴う商業の自由が不可侵性を帯びる反面で、この範囲を超えては抑制されることが示された。しかしここでも、財産の保障を立法裁量に委ねることの問題性のほか、所有権制限の根拠を他人の権利の存在あるいは不可侵性に求め、いわば権利の内在的制約を基調としていたことなどの限界を指摘することができる。ロベスピエールにも、濫用に至らないかぎりの所有を制限する原理は存在していなかつたのである。これに対して、ヴァルレの宣言は、所有の積極的な制限を、經濟的不平等打破の觀點から導いていた。彼にとっては、人民の自由・安全・身体の保全およびその生存の確保のために大所有の制限が不可避とされ、所有権の対象としての財産自体が、当初から、社会的に限定をうけたものとして「すべての人間に生存の手段を保障するもの、社会的救済にかかるもの、労働の產物、世襲あるいは贈与によるもの」に限定されていた。ここでは、人民の生存権や労働権の実現が所有権の制限と表裏の関係にあることも示されたが、反面、私的所有権の否定に到達しなかつたことでは、ジロンド派・モンターニュ主流派・ロベスピエール派と同様の性格をもつものであつた。

このように、バブーフのように私的所有廃止論に至らなかつた四者の間にも、所有権の規定について微妙な差異

が存在した。これを所有権の自然権性と不可侵性を基調とするブルジョワ的人権原理の枠内での量的差異とみるか、質的差異を含むとみるかはその概念規定いかんによって問題が残るにせよ、所有権の制約による経済的不平等の是正を主眼としたロベスピエール宣言、ヴァルレ宣言に比して、一七九三年宣言は、全く所有権の制限を考慮しないものであった点で、その平等主義と「社会的傾向」の限界を知ることができよう。<sup>(3)</sup>

さて、次に、一七九三年宣言の特徴とされてきた社会権的規定について、以上のような所有権との関係以外の限界をみると必要となる。いわゆる「社会権」の概念はフランス革命期には未だ認められていないが、一七九三年人権宣言のなかにはその萌芽を認めることができると解するのが一般的である。<sup>(4)</sup> 一七九三年宣言は公的救済を社会の神聖な義務として宣言したにとどまらず、「社会は、不幸な市民に対して労働を確保することにより、または労働しえない者に生活手段を保障することにより、その生存について責務をおう」（第二一条）と表明したからである。この規定が、社会的・経済的平等実現の意図を狙って設けられたと解する点では「社会権」の萌芽としての意味は認められるが、その趣旨は、ロベスピエール宣言において一層明確になる。ロベスピエールは、社会の責務の対象を「不幸な市民」から「社会の全構成員」に拡大することによって、全市民の扶助請求権や労働権・生存権の一般化、普遍化に接近するとともに、「生活必需品に欠乏する人々（＝赤貧者）に対する必要不可欠の扶助は、余剰をもつもの、（＝金持ち）の負債である」（ロベスピエール宣言第一一条）という構想を基礎として、累進税制を基礎とする扶助財政を具体的に用意していた。<sup>(5)</sup> これに対し、一七九三年宣言の場合は、一七九一年憲法やシロン宣言と同様、あくまで抽象的な社会の責務の宣言と、不幸な市民に対する個別的な公的救済にとどまつただけでなく、累進税制や所有制度等による実現の具体的基礎への配慮も欠いていた。この点でも、その不十分さが確認できる。

(1)

一七九三年宣言の抵抗権に関する規定は、ロベスピエール宣言にならって他のすべての権利の帰結として「蜂起の権利」を承認した点で特徴的である。それは、合法的な抵抗手段に固執したジロンド派宣言や一七八九年宣言と袂を分かち、アンラジョラ民衆の原理に接近しているからである。ジロンド派、モンタニヨ主流派、ロベスピエール派、アンラジョラの各派の抵抗権規定について、本稿(4)（成城法学二二号）一八二頁以下、(5)（同二九号）五五頁以下、(6)（同三一号）七三頁（7）（本号）八一頁以下参照。

(2)

一七九三年宣言とジロンド宣言の所有権規定については、本稿(5)（成城法学一九号）五一頁以下、(4)（同二二号）一八〇頁参照。

(3)

ロベスピエール宣言とヴァルレ宣言の所有権規定については、本稿(6)（成城法学三一号）七四頁以下、(7)（本号）七七頁以下参照。

(4)

一般には、フランスにおいて「社会権」概念が明確になったのは一九四六年憲法によってであるが、一七九三年憲法で、「公的救済」の概念が具体化されたことが注目されてきた（中村陸男『社会権法理の形成』「一七九三年」一三頁、五四頁）。リリアールによれば、非常に限られた範囲ではあるが、一七九一年憲法第一篇で「公的扶助の一般的設備」と「公教育組織」の設立がすでに表明されていることが注目されるべきであるとする。また、一七九一年憲法の労働権保障の対象が、労働能力をもつた貧者に限られていた点が欠陥であるのに対して、一七九三年憲法では、労働と扶助の間の関係が明瞭にされている反面、不幸な市民、労働不能者、要扶助者以外の者は、「労働によってみずから必需品を手に入れる道があるために」すべての扶助から排除されていることを欠陥として指摘する。同時に、モンタニヤールの「義務」の表現は、何ら司法的強制を伴わないものであるいふも指摘されている（C. A. Collard *Libertés publiques*, 1972, pp. 637-641）。

(5)

ロベスピエールの生存権論につき、遷塚・前掲書二二一頁以下、本稿(6)（成城法学三一号）七八頁以下参照。

## (2) 主権原理上の限界と問題点

一七九三年憲法の人民主権原理は、従来から、フランス憲法のうちで最も民主的な統治制度を構築したものとして高い評価が与えられ、「主権原理に関するかぎり、市民憲法の限界を超えて〔……〕とさえ称されてきた。」<sup>(1)</sup>の

「市民憲法の限界」、主権原理における市民憲法原理の「枠」の解明は、まさに本稿の究極的課題であり、一七九年憲法をめぐる見解の対立についても、すでに序章で概観した。<sup>(2)</sup>

実際、一七九年憲法は、フランス憲法史上初めて人民主権を明確に標榜した点で、一七九一年憲法から一九五八年憲法に至るフランス憲法史への展開の中でも比類ない位置を保っている。一七九年憲法を市民憲法の「枠」の内と外とのいずれに位置づける場合にも、立法のみならず「行政までの民主主義」を達成した一九五八年憲法の第五共和制憲法以上に民主的な憲法としての位置づけを与えることが可能となろう。それは、主として、この憲法が確立した「半直接制」による法律制定手続きと、議会への権力集中制のゆえである。<sup>(3)</sup>

しかし、その主権原理の内実を、当時の他派のそれとの比較によって検討した後にあっては、その人民主権をすでにみたカレ・ド・マルベール以来の憲法学理論上の「人民主権」に適合するものと解する場合にも、やはり、多くの限界を伴っていたことが明らかになった。憲法学上の「国民主権」「人民主権」の区別をふまえて、その特質と限界をまとめてみよう。

まず、主権の概念と属性については、フランスの主権に関する伝統的用法、一七九一年憲法等の伝統的規定とも何ら異なるものではない。ここでも、主権は、国家の全権力を意味していると解され、主権の属性については、一七九年憲法も一七九一年憲法・ジロンド草案と同様、「单一かつ不可分であり、時効によって消滅することがなく、かつ譲渡しえない」ことを表明する。この单一・不可分の主権の行使について、「人民のいずれの部分も、人民全体の権力を行使しえない」ことが定められたものも同様である。ところが、主権の国内的帰属と主権行使の具体的態様（統治機構のあり方）をめぐって、一七九一年憲法の「国民主権」と、一七九年憲法の「人民主権」が袂を分かつ<sup>(4)</sup>。後者では、「主権は、人民に存する」（一七九年宣言第二十五条）とされ、「主権者人民はフランス市民の総体である」（一七九年憲法第七条）ことが明らかにされる。ここでいう「人民」とは、実在する政治的意思決定

能力をもつた市民（実際には、当時満二歳以上の男性市民）の総体であり、抽象的・観念的な国籍保持者の總体としての「国民」と対比される。さらに、主権行使の具体的形態については、前者では、主権保持者としての国民の一部からなる選挙人よつて選出された立法府の議員と国王が「国民代表」とされ、主権保持者（国民）と主権行使者（国民代表）が区別されることで、国民代表による間接統治制が原則的に採用されるのに対し、後者では、主権保持者（人民）と主権行使者（人民を構成する市民）が一致することが原則とされ、人民による直接的統治が原則とされる。しかし、現実には、直接制の実現が困難であるために、一七九三年憲法では、意思決定手続きについて人民拒否や人民投票制度を導入した「半直接制」が採用された。この点をめぐつて、ロベスピエール草案やヴァレル草案との比較のなかで、一七九三年憲法の「人民<sup>ノン</sup>主権」の限界が示されることになった。

一七九三年憲法では、「各市民は、法律の制定、および、その受任者もしくは代理人の選任に参加する平等な権利をもつ」（一七九三年宣言第二九条）といふ原則のもとで、普通直接選挙によつて選出された議員が法律案を作成し、これに対して第一次集会に集合した人民が黙示的な承認を与える手続きが採用された。ここでは、いわゆる人民拒否ないし諮詢的レフェレンダムの制度によつて、法律を人民の承認のもとにおき、「人民による立法」手続きを「原則的に」担保するとともに、立法者に主権者の意思を強制する道を用意していた。しかしながら、第三章二で詳しく検討したように、<sup>(5)</sup>その手続きは、実際の運用上、人民の承認もしくは拒否を例外化する危険をおび、また、制度上も、この制度の適用を受けない命令事項に軍事・条約・警察等の重要な内容を含めることによつて、それを不十分なものにしていた。さらに、「人民による立法」手続きの不備は、「一般意思是、主権者集会に集まつた市民がセクションにおいて述べた部分的な願望を収集・比較・検討することによつて知られるものである」（ヴァルレ宣言第二四条）と規定したヴァルレと比較することによつて一層明日になる。すなわち、一七九三年憲法には、ジロンド草案にさえ存在した人民発案の制度もなく、また、法律案作成に先立つ人民の意思の表明や審議、事後の報

告要求の手続も存在しなかつた。

そのうえに重要な不備は、法律案作成の任務をおびた議員に対する人民コントロールの制度が、（憲法制定過程での国民陪審制度の否決によって）全く存在しなかつたことである。この点では、とくに、立法者を含めて公務員に対する責任追及制度の確立に重きをおいたロベスピエール草案との差異が問題となる。ロベスピエールは、議員に対する人民のコントロールを、命令的委任関係とは別に、人民投票制度と併せて構築された議員の選定・罷免制度の充実によって実現しようとしていた。議員に対する人民の審査、選挙区への召還、報告請求、罷免さらには人民の信任を裏切った議員の人民裁判所への訴追などの制度は、いずれも、議員が人民の意思から法的に独立しないことを担保するものであった。

これに対して、「主権は、決して代表しえない」というルソーの原則を、ロベスピエール以上に徹底するために、命令的委任制度に到達していたのがヴァルレであった。代表のあり方については、モンタニユ主流派が「議員は二重の性格をおびており、……人民の裁可に服する法律については、彼らは受任者にすぎないが、デクレについては代表である」（エロー・ド・セシェル）として代表の性格を残存させ、ロベスピエールが、受任者（議員）に対する人民のコントロールを強化しつつも、やはりその免責特権や不訴追特権を認めるなど、それを払拭しきれなかつたのに対し、ヴァルレは、命令的委任制度の採用によって、代表の性格の否定を実現しえていた。ここでは、受任者への意思の強制は、まず委任権限の範囲の限定に始まり、職務の監視と公開・事務報告の要請、受任者の召還・事後審査、訴追・処罰から、人民の事後審査で承認を得られなかつた受任者の公職就任の禁止に至る徹底した手段で行われた。アンラジエやセクションの活動分子によつて実行されつたこの手続きも、無論、その基盤として小規模な自治組織を前提としていた点などの限界をもつていたにせよ、人民主権原理の徹底という意味では、一七九三年憲法とは大きな隔たりがあつた。

このように、人民主権の実現方法としてルソーが提示した「レフュレンダム型」と「命令的委任型」に属する二つのタイプを、各々、一七九三年憲法とヴァルレの構想に求め、両者の中間にロベスピエールの構想を位置づけることが可能である。そのなかにあって、一七九三年憲法は、立法府に権力を集中しつつも、立法者への人民のコントロールを認めないことによつて、「立法府中心型」の主権行使を保護するにとどまつた点で、大きな限界を認めざるをえないであろう。

このような限界は、一七九三年憲法の憲法改正手続きや、間接選挙制の残存、さらには、人民による執行監督手続き上の不備についても認められた（すでに検討したのでここでは繰り返しは避ける）。問題は、これらの限界を承認しつつもなお、一七九三年憲法の主権原理を一七九一年憲法の「<sup>ナショナル</sup>民主権」原理に対抗する「<sup>ブルジョアズ</sup>民主権」原理として理解するか否か、また、その場合に、一七九三年憲法の「<sup>ブルジョアズ</sup>民主権」の不十分さを、ヴァルレらの構想との比較においてもなお、その本質に係わるものと解さないでよいか否か、である。本稿では、多くの点を今後の検討に留保しつつも、当面、これらに肯定的な立場をとつておきたい。とくに後者は、言い換えれば、「<sup>ブルジョアズ</sup>民主権」の存立を認めるマルクマールは何か、という問題であり、「<sup>ブルジョアズ</sup>民主権」の実現形態を具体的に問題とする今日の主権論の課題とも接合する。<sup>(6)</sup>ここでは、「<sup>ブルジョアズ</sup>民主権」原理を実行するために「人民による立法」と「人民による執行コントロール」の原則があり、これらの実現形態のなかに、少なくとも、一七九三年憲法が標榜した「人民拒否・レフュレンダム型—立法府集中型」と、ヴァルレらの「命令的委任—人民の直接コントロール型」の二系譜があることを指摘しておくことにとどめよう。従来のように、その普通選挙制度や人民拒否の制度をもつて一七九三年憲法の民主制・急進制を理解してきたことがいかに不十分であるかは、もはや明らかであり、「人民による立法」と「人民による執行コントロール」の実現が総合的・体系的に図られるところによつてしか「<sup>ブルジョアズ</sup>民主権」原理の眞の実現がありえない」とは、もはや言うをまたないであろう。

(1) 杉原『国民主権の研究』一八〇頁。

(2) 本稿(1)（成城法学一六号）序章一二頁以下参照。

(3) 一九五八年憲法については、さしあたり拙稿・拙訳「フランス〇憲法—解説と条文」樋口・吉田編『解説・世界憲法集』二二一頁以下を参照されたい。

(4) 一七九一年憲法と一七九三年憲法との対抗、および一七九五年憲法の主権原理の検討については、前掲拙稿「ブルジョア革命と憲法」杉原編『市民憲法史』〔講座・憲法学の基礎、第五卷〕一頁以下を参照されたい。

(5) 本稿(5)（成城法学二九号）第三章二（五七頁以下）参照。なお、ロベスピエール、ヴァルレの主権原理については、各々、本稿(6)（同三一号）八四頁以下、(7)（本号）八二頁以下参照。

(6) 主権論の課題について、統治制度上の問題を重視するものとして、高橋和之「イデオロギー批判」を超えて——憲法学の課題についての覚え書き——社会科学の方法一九七〇年一月号一頁以下、高見勝利「主権論」法学教室六九号一六頁以下など参照。なお、前掲拙稿「フランス革命二〇〇年と憲法学」ジュリスト八八四号一〇四頁以下、「ブルジョア革命と憲法」五八頁でも多少ふれたが、今日の主権論の課題については、他日を期したい。

### (3) 主権・人権両原理の交錯について

#### ——今後の課題——

一七九三年憲法の人権原理が、その所定規定に示されるようにブルジョワ的なものであり、また、その主権原理が、不十分であれ「人民主権」に属するものであることはすでにみた。このような認識は、それ自体のなかに、ブルジョワ的人権原理と、「人民主権」原理との両立可能性の問題を含んでいた。<sup>(1)</sup>現に、フランス憲法思想のなかにも、バブーフやパリ・コミューンの思想のように、私的所有を廢止して社会主義に到達するとともに「人民主権」をより完全な形で実現していた例がある。本稿の検討対象のなかでも、ヴァルレは、所有権の制限を強めた非ブルジョワ的（その実体は、小ブルジョワ的）な人権原理のもとで、他の草案より徹底した「人民主権」を構想し、ロベスピエール草案は、主権原理と人権原理の両面で一七九三年憲法（モンタニユ主流派）とアンラジエの中間

に位置していた。

これらのこととは、主権原理と人権原理の相互関係、言い換えれば、「主権と自由」、「デモクラシー論と自由論」の理論的関係についての一一定の推論を呼びおこす。フランス革命期の人権宣言の多くが、そのなかに人権と主権の両原理を含み、さらに、権利の主体に関連して、人の権利（自然状態における自然権）と市民の権利（社会状態における主権者＝市民の権利）とを区別していたこと自体が、両者の体系的な関係を暗示していた。すなわち、「人権（自然権）の保全」を目的として社会組織が形成され、国家や憲法が成立するという社会契約理論のもとでは、國家の全権力たる主権、およびそれを具体的に行使するための主権者＝市民の権利自体が、人権の保障という目的に仕えるものとして存在していた。したがって、主権原理はその存在目的としての人権原理の内容に規定され、また、逆に、人権原理は、主権原理の如何によってその保障の程度が規定されるという関係が成立していた。この関係は、ルソー やアンラジエらの「人民主権」の構想のもとでは「権力が民主化されないかぎり、自由も人権もまつとうされない」<sup>(2)</sup> という命題として現れた。ヴァルレの宣言では、人権保障という社会組織の任務を人民みずから着手で実現するとき、まず、権力自体を人民のものにするために「人民主権」原理が必要とされ、その侵害に対する究極的な担保として蜂起権が存在する、という構造のなかでこのことが明らかにされた。

さて、このような論理的関係を前提とした場合に、フランス革命期の憲法思想にも「ブルジョワの人権保障（經濟的自由権中心の、形式的自由・平等保障）—ブルジョワ的主権原理（「国民主権」）の系譜」と、「非ブルジョワ的（初期プロレタリア＝民衆的）人権保障（所有権の制限に基づく、実質的平等の保障）—非ブルジョワ的（民衆的）主権原理（「人民主権」）の系譜」という異なった二つの系譜が存在したことが理解できる。従来の研究では、このことは、例えば、ロック型の所有論とルソー型のデモクラシー論・主権論（「人民主権」）の対抗として論じられてきた。

フランス革命期の所有権思想のなかから、ロック的な自然権的所有権論とルソー的所有権論を区別して抽出し、各々の特徴を「所有権を自然的権利とするもの」と「所有を人間の制度とする平等主義的立場」に求める藤田教授の研究<sup>(3)</sup>や、二つのデモクラシー論の対抗を問題とするセンバインの研究<sup>(4)</sup>などがその恰好の例である。革命期の憲法を、一七九一年憲法＝「国民民主権」の系譜と、一七九三年憲法＝「人民民主権」という二つの体系に区別して論じて、きた憲法学の分野でも、最近では、この対抗を人権論と関連づけて論及しようとする傾向が認められる。本稿でみたような一七九三年の憲法原理に即してみても、ルソー的な小ブルジョワ平等主義の立場から所有権を制限したアントワーニュ・ロベスピエールから、自然権的な所有権論を前提としたモンタニユ主流派、大所有に固執したジロンド派、という四者の関係は、「人民民主権」の徹底さをめぐる位置づけ（相違点）にも完全にあてはまっていたことがわかるであろう。所有権の保護についてブルジョワ的利益を追求したモンタニユ主流派には、結局のところ、みずからの利益と敵対すべき民衆の諸権利を保全するための主権原理をもつ必然性は何ら存在しなかつた。こうして、一七九三年憲法では、不完全な平等主義が不完全な「人民民主権」と結びつき、そこにとどまつたことが理解される。

さて、本稿の検討から抽出されたこのような議論をさらに理論的なものにするために、今後も、主権原理と人権原理の相関関係にかかる研究を深化させてゆく必要が痛感される。とくに、フランス革命二〇〇年をめぐる革命論の再検討の動向のなかで、一七九三年やジャコバン的伝統の再検討が始まっている昨今では、この問題は一層複雑な様相を示している。<sup>(5)</sup>なぜなら、従来の二つの主権論・人権論の対抗を超えた、いわば外からの、より大きな視座に立った「二つの自由論、二つのデモクラシー論」の問題提起が始まっているからである。<sup>(6)</sup>ここでは、「国民民主権」と「人民民主権」も、いずれも、主権の单一・不可分性を基調とした国家主義(Etatisme)や中央集権主義、「元型デモクラシー」を前提としているのに対し、このようなフランスの憲法伝統に対抗する地方分権化やフェデ

ラリスム、「多元型デモクラシー」の潮流が出現し、いわば、従来のロック型・ルソー型の両者に對して、トクヴィル型とでも稱する別の民主主義論についての論議が盛んになり始めている。また、人權論についても、フランスの憲法史上に伝統的な「法律による自由」「國家による自由」の潮流が、フランスに導入された憲法院による違憲立法審査権の行使と英米のネオ・リベラリズムなどの政治哲学の影響をうけて「國家からの自由」を強調する、新たな潮流によって“挑戦”を受けているようない傾向が認められるからである。<sup>(8)</sup>

とくに、このような新しい議論が、本稿の課題とする「ジャコバン主義」の評価に直接のかかわりをもちながら進行していることからしても、大革命期以来の二つの潮流を支えてきた主權論・デモクラシー論と人權論・自由論の絡みあいを明らかにしつつ、「フランス憲法とジャコバン主義」に関する研究を、さらに次のステップへと発展させてゆかなければならぬ。

- (1) 「人民主權」原理については、それが社会主義とのみ結合するものかという問題が、杉原教授の見解をめぐって提起されていることは、すでに序章で指摘した。本稿(1)（成城法学一六号）序章三〇頁、隅野隆徳「書評・杉原泰雄『人民主權の史的展開』歴史学研究四八九号六二—一六三頁参照。

- (2) 杉原・前掲「主權と自由」「杉原『國民主權と國民代表制』一三四頁」。

- (3) 藤田勇「『營業の自由』と所有權觀念」藤田・高柳編『資本主義法の形成と展開Ⅰ』（一九七二年）二九頁—七〇頁〔藤田『近代の所有觀と現代の所有問題』（一九八九年）所収〕。ここでは、所有原理の対抗が主眼とされているため「國民主權」対「人民主權」という觀点は存在していないようみえるが、ルソーについては、その独立生産者の所有形態を創出・維持するものがその人民主權原理であったことが理解されている。ここではルソー的所有はロベスピエールの所有論の基礎となつたとして、これとジロンダンの自然權的所有論が対立されているが、一七九三年人權宣言については論評は避けられている。
- (4) セイバイン（柴田平三郎訳）『デモクラシーの二つの伝統』（一九七七年）参照。
- (5) 杉原・前掲「主權と自由」「杉原『國民主權と國民代表制』一三三頁以下所収」参照。

(6) 「ジャコバン主義」の再検討を含めて、フランス革命二〇〇周年をめぐる理論状況につき、拙稿「フランス革命二〇〇年と憲法学」ジュリスト八八四号九八頁以下、「フランス革命と『民衆憲法』」法律時報六一巻八号四〇頁以下を参照されたい。

(7) フランス憲法伝統に対する最近の理論動向について、樋口陽一「二つの『自由』、または『公正』の代価——一九八四年のフランス新聞法制を素材として——」小嶋和司博士東北大学退職記念『憲法と行政法』(一九八一年)五一九頁以下  
〔樋口『権力・個人・憲法学——フランス憲法研究』(一九八九年)一二六頁以下所収〕、同「近代憲法原理相互間の緊張と選択——知識人の関心対象としての憲法」和田英夫教授古希記念論集『戦後憲法学の展開』(一九八八年)一頁以下  
参照。

(8) この内容については、一九八八年五月の全国憲法研究会春季研究総会で「フランスの憲法伝統と最近の理論動向——『デモクラシー』論と『自由』論の交錯」と題して報告を行った。その詳細は、現在刊行準備中の拙稿『フランス人権宣言と現代憲法(仮題)』を参照されれば幸いである。

資料 一七九三年憲法（人権宣言）、シロンド草案（人権宣言）、ロベスピエール人権宣言案、ヴァルレ人権宣言案、訳文比較对照表

①一七九三年憲法（人権宣言）

（一七九三年六月二十四日、国民公会で採択・エロー・ド・セ・ショル起草）

「人および市民の権利宣言」

フランス人民は、人の自然的諸権利についての忘却と軽蔑が世界の不幸の唯一の原因であることを確信し、これらの神聖で譲りわたすことのできない諸権利を厳肅な宣言において提示することを決意した。すべての市民が政府の行為をたえずあらゆる社会制度の目的と比較でき、專制によつて圧迫され墮落においやられることのないよう、さらに、人民が、つねに目の前に、その自由と幸福の基礎をおき、行政官がその義務の規律を、立法者がその任務の目的をおくことができるように。そして、フランス人民は、最高存在の前に、以下のような人および市民の権利宣言を発する。

第一条 社会の目的は、共同の幸福である。政府は、人に、その自然的で時効によつて消滅することのない諸権利を保障するために設立される。

第二条 これらの諸権利とは、平等、自由、安全、所有で

②ジロンド憲法草案（人権宣言案）

（一七九三年二月一五日国民公会提出・憲法委員会案・コンドルセ起草）

「人の自然的・市民的・政治的諸権利の宣言」

社会における人のあらゆる結合の目的は、その自然的・市民的・政治的諸権利の保持にある。ゆえに、これらの諸権利は、社会契約の基礎である。その確認およびその宣言は、これら諸権利の保障を確保する憲法に先行しなければならない。

第一条 人の自然的・市民的・政治的諸権利とは、自由、平等、安全、所有、社会的保障および圧制に対する抵抗である。

第二条 自由とは、他人の諸権利に反しないすべてのこと

ある。

第三条　すべての人は、本質的に、かつ法の前に平等である。

第四条　法律は、一般意思の、自由にして厳粛な表明である。それは、保護を与える場合にも、処罰を加える場合にも、すべての人に対しても等しい。それは社会にとって正当かつ有用なことを命ぜることができる。それは、社会にとつて正にとつて有害なことのみを禁止できる。

第五条　すべての市民は、等しく公職に就くことができると、その選択において才能と徳行以外の優先理由を認めない。

第六条　自由とは、他人の諸権利を害しないすべてのことを行なうする権能である。それは淵源として自然を、規律として正義を、防塞として法律をもつ、その道徳的な限界は、自分がされたくないことを他人にしてはならない」という格率にある。

第七条　出版の方法あるいは他のすべての方法によつて思想及び意見を表明する権利、平穏に集会する権利、祭祀の施行の自由は、禁止されない。——これらの諸権利を宣明する必要があるのは、專制の存在あるいはそれについての生きい追憶のためである。

第八条　安全とは、社会が、その各構成員に対して、その

をなしうることにある。したがつて、各人の自然的諸権利の行使は、社会の他の構成員にこれらと同一の権利の享受を確保すること以外の限界をもたない。

第三条　自由の保持は、一般意思の表明である法律への服従によってなされる。法律によって禁止されていないすべての行為は妨げられず、何人も法律が命じてないことを行なうよう強制されない。

第四条　すべての人は、自由に、その思想、意見を表明することができる。

第五条　出版および他のすべての方法で思想を公表する自由は、禁止され、停止され、制限されない。

第六条　すべての人は、その祭祀の施行において自由である。

第七条　平等とは、各人が同等の権利を享受しうることにある。

第八条　法律は、それが褒賞を与える場合にも、処罰する

身体、諸権利および財産の保全のために与える保護にある。

第九条 法律は、為政者の抑圧に対して、公的および個人的自由を擁護しなければならない。

第一〇条 何人も、法律が定めた場合で、かつ、法律が定めた形式によらなければ、訴追され、逮捕され、拘禁されない。しかし、法律の権威により召喚または逮捕されたすべての市民は、直ちに服従しなければならない。その者は、抵抗によつて有罪となる。

第一条 法律の定める場合以外に、法定手続きに反してなされた行為はすべて恣意的であり、專制的である。暴力によってその行為をされようとした者は、力によつてこれを排除する権利をもつ。

第二条 これらの恣意的行為を教唆し、唱道し、署名し、実行し、あるいは実行させた者は、有罪であり、処罰されなければならない。

第三条 何人も、有罪と宣告されるまでは無罪と推定されれる。ゆえに、逮捕が不可欠と判断された場合も、その身柄の確保にとって不必要に厳しい強制は、すべて、法律によって厳重に抑圧されなければならない。

第四条 何人も、正当に召喚され、または聴聞された後で、しかも犯罪に先立つて公布された法律によらなければ、裁判され、処罰されない。法律が存在する以前になされた犯罪を処罰する法律は、專制的である。法律に与えられた過及

場合にも、保護する場合にも、禁止する場合にも、すべての人に対して同等でなければならない。

第九条 すべての市民は、あらゆる地位、職務、公職に就くことができる。自由な人民は、その選択において才能と德行以外の優先事由を認めない。

第一〇条 安全とは、社会が、各市民に対して、その身体、財産および諸権利の保全のために与える保護にある。

第一条 何人も、法律が定めた場合で、かつ、法律が定めた形式によらなければ、裁判に召喚され、訴追され、逮捕され、拘禁されない。市民に対してなされるその他の行為はすべて恣意であり、無効である。

第二条 これらの恣意的行為を教唆し、唱道し、署名し、実行し、あるいは実行させた者は、有罪であり、処罰されなければならない。

第三条 これらの行為をされようとした市民は、力によつて力を排除する権利をもつ。ただし、法律の権威により、法律の定める手続きによつて召喚または逮捕されたすべての市民は、直ちに服従しなければならない。その者は、抵抗によつて有罪となる。

第四条 何人も、有罪と宣告されるまでは無罪と推定されれる。ゆえに、逮捕が不可欠と判断された場合でも、その身柄の確保にとって不必要に厳しい強制は、すべて、法律によって厳重に抑止されなければならない。

効は犯罪である。

第一五条 法律は、厳格かつ明白に必要な処罰でなければ科してはならない。刑罰は、犯罪に比例し、社会にとって有益なものでなければならない。

第一六条 所有権は、任意に、その財産、収入、労働および事業の成果を享受し处分する、すべての市民に属する権利である。

第一七条 いかなる種類の労働、耕作、商業も、市民の事業として禁止されない。

第一八条 すべての人は、その労務、時間について契約することはできるが、みずからを売買することはできない。その身体は譲渡しうる所有物ではない。法律は、僕婢を認めない。労働者と使用者との間には、配慮と感謝の契約以外は存 在しない。

第一九条 何人も、適法に確認された公の必要がそれを要求する場合で、かつ、正当な事前の補償の条件のもとでなければ、その同意なしに、財産の最小部分も奪われることはない。

第二〇条 いかなる租税も、公益のためにしか設定されない。すべての市民は、租税の設定に参加し、その使途を監視し、それについて報告を受ける権利をもつ。

第二一条 公的扶助は、神聖な義務である。社会は、不幸な市民に対し労働を確保することにより、または労働しない者に生活手段を保障することにより、その生存について責務をおく。

第一五条 何人も、犯罪に先立って設定され、公布され、かつ適法に適用された法律によらなければ、処罰されない。

第一六条 法律が存在する以前になされた犯罪を処罰する法律は、恣意的である。法律に与えられた過及効は犯罪である。

第一七条 法律は、一般的の安全にとって、厳格かつ明白に必要な刑罰でなければ科してはならない。刑罰は、犯罪に比例し、社会にとって有益なものでなければならない。

第一八条 所有権とは、すべての人が、その財産、資本、収入および事業を、意のままに処分する主体であることにあ る。

第一九条 いかなる種類の労働、商業、耕作も禁止されない。すべての人は、あらゆる種類の生産物をつくり、販売し、輸送することができる。

第二〇条 すべての人は、その労務、時間を契約することができますが、みずからを売買することはできない。その身体は譲渡しうる所有物ではない。

第二一条 何人も、適法に確認された公の必要が明白にそれを要求する場合で、かつ、正当な事前の補償の条件のもとでなければ、その同意なしに、財産の最小部分も奪われることはない。

第二二条 教育は、万人の要求である。社会は、全力をあげて公共の理性的進歩を助長し、全市民のもとに教育をおかなればならない。

第二三条 社会的保障は、各人に諸権利の享受と行使を保障するための万人の行為のなかにある。それは國民主権に基づく。

第二四条 公務の限界が法律によって明確に定められず、すべての公務員の責任が確立されていないときは、社会的保障は存在しない。

第二五条 主権は人民に属する。それは、单一、不可分で、時効によって消滅せず、不可譲である。

第二六条 人民のいかなる部分も、人民全体の権力を行使することはできない。しかし、集合した主権者の各部分は、完全に自由に、その意思を表明する権利をもたなければならぬ。

第二七条 主権を簒奪するすべての個人は、自由な人々によつて即座に死刑に処せられる。

第二八条 人民は、つねにその憲法を再検討し、修正し、変更する権利をもつ。ある世代が将来の世代をその法律に從わることはできない。

第二九条 各市民は、法律の制定、およびその受任者もしくはその代理人の選任に参加する平等な権利をもつ。

第三〇条 公務は、本質的に一時的なものである。それ

第二二条 いかなる租税も、公益および公共の必要に供するためには設定されない。すべての市民は、みずから、あるいはその代表者を通じて、租税の設定に参加する権利をもつ。

第二三条 初等教育は、万人の要求 (besoin) であり、社会は、すべての成員に対して等しくそれを行う義務をおく。

第二四条 公的扶助は、社会の神聖な義務である。その範囲および適用については法律で定める。

第二五条 人権の社会的保障は、國民主権に基づく。

第二六条 主権は、单一・不可分で時効によって消滅せず、不可譲である。

第二七条 主権は、本質的に人民全体にあり、各市民は、その行使に参加する平等な権利をもつ。

第二八条 市民のいかなる部分的集合も、いかなる個人も、主権を自己のものとすることはできず、いかなる権力も行使することができず、法律の正式の委任によらなければ、いかなる公務も遂行しえない。

第二九条 公務の限界が法律によって明確に定められず、すべての公務員の責任が確立されていないときは、社会的保障は存在しない。

第三〇条 すべての市民はその「社会的」保障に参加し、

は、特典とも、褒賞ともみなされることはできず、義務とみなされる。

第三一条 人民の受任者およびその代理人の犯罪は、決して処罰されずに放置されではなく。いかなる市民も、自分が他の市民よりも不可侵であると主張することはできない。

第三二条 公権力の担当者に対して請願を提出する権利は、いかなる場合も禁止され、停止され、制限されない。

第三三条 圧制に対する抵抗は、他の人権の帰結である。  
第三四条 圧制に対する抵抗は、他の人権の帰結である。

第三五条 地方公共団体が人民の諸権利を侵害するとき、社会に対する圧制が存在する。社会が抑圧されるときは、各構成員に対する圧制が存在する。

第三六条 政府が人民の諸権利を侵害するとき、蜂起は、人民および人民の部分にとって最も神聖な権利であり、最も不可欠な義務である。

法律の名において諮詢された時は、法律に効力を与えなければならない。

第三一条 社会に結合した人々は、圧制に抵抗する合法的な手段をもたなければならぬ。

第三二条 法律が、それによって守られるべき自然的・市民的・政治的諸権利を侵害するとき、圧制が存在する。法律が、個々の事実への適用に際して公務員によって侵害されるとき、圧制が存在する。恣意的な行為が、法律の表明に反して市民の諸権利を侵害するとき、圧制が存在する。すべての自由な統治のもとでは、この各種の圧制に対する抵抗の形態は、憲法で規定されなければならない。

第三三条 人民は、つねにその憲法を再検討し、修正し、変更する権利をもつ。ある世代が将来の世代をその法律に従わせる権利はない。職務の世襲は、すべて不合理であり、専制的である。

### ③ロベスピエール人権宣言草案

(一七九三年四月二四日国民公会提出)

### ④ジャン・ヴァルレン人権宣言草案

#### 「社会状態における人権の厳粛な宣言」

前文　国民公会に集会したフランス人民の代表者たちは、正義と理性という永久の法に由来しない人間の法律は、無知あるいは專制による人間性に対する侵害に他ならないことを認識し、そして、人の自然的権利の忘却または輕蔑が、世界の犯罪と不幸の唯一の原因であることを確信して、神聖で譲り渡すことのできない諸権利を、厳粛な宣言のうちに表明することを決意した。すべての市民が、政府の行為を、たえずあらゆる社会制度の目的と比較できることによって、決して專制によって圧迫され堕落においやられることのないようにな、さらに、人民が、つねに目の前に、自由と幸福の基礎をおき、また、行政官がその義務の規律を、立法者がその使命の目的を、おくことができるようだ。

こうして、国民公会は、以下のよろんなおおよび市民の権利の宣言を、全世界に対して、そして、永遠の立法者の目の前で表明するものである。

社会状態における人権の維持に唯一適している、单一にして不可分の共和政府に組織されることを決定したフランス国内の主権者人民は、何よりも、無知、誤謬、迷信が諸国民の隸属の第一の原因であることを考慮し、また、つねに单一で不変の自然から汲みとられた諸原理が、いつか人々を統治すべき普遍的な法典を形成することを考え、さらに、慣習の相違や異常さ、法律の不完全や無能、諸国の革命は、その諸制度が依拠している不変の基礎を社会状態の人間が未だ承認してこなかつたことに由来すると考えて、ここに、厳粛な宣言のなかで、社会状態における人権、すなわち、世界と同様に古くからあり、神聖にして、不可譲で、時効によって消滅することのない権利を明らかにすることを決意した。この宣言が、自由であるように創造されたすべての人民に対して、暴君のくびきから脱するのに援助の手をさしのべるために。社会に結合した人々が、たえず、その権利と分離えないその義務を想起するため。主権者である諸国民によって創造された諸機関の行為が、以後、簡潔で争いの余地のない原理を手本にすることで、より一層尊重されるために。そして、人民の一部がもはや他人によって抑圧されず、それどころか、その元來の尊厳に従い、その諸権利を誇り、自慢し、教化されたすべての者が、各個人の諸権利を保護する、穩當かつ正當で恒久的な法律によって、さらに、公共の福利によつて、

彼らの間に均衡を維持するために。

こうして、全く完全にその主権行使しているフランス市民は、すべての主権者である諸国民に対して、万物の創造主としての最高存在の前で、かつその庇護のもとに、社会状態における以下の人権を宣言し、表明する。

第一条 すべての政治的結合の目的は、人の、時効によつて消滅することない自然的な諸権利の維持とそのすべての能カ力 (facultés) の発展にある。

第二条 人の主要な権利とは、自己の生存の維持に備える権利と、自由である。

第三条 これらの権利は、その肉体的・精神的能力のちがいにかかわらず万人に属する。権利の平等は、自然によつて設定される。社会は、それを侵害するのではなく、平等を幻想にする力の濫用に対して、専らそれを保護するものである。

第四条 自由とは、任意にそのすべての能力を行使する、人間に属する権能である。自由は、その基準として正義を、その制限として他人の権利を、その原理として自然を、その保障として法律をもつ。

第一条 自由とは、秩序と社会的調和を司る倫理的存在である。それは、人々の間のすべての徳とすべての才、すべての繁栄の根源である。自由のみが、王座にあって統治すべきであり、それのみが、聖堂のなかで、賢明で思慮深い人々に対して、彼らが正義と完全と善行の理念の基礎をおいている神を表すべきである。

第二条 諸国民 (Les Nations) は、一つの家族を形成しているにすぎない。暴君の圧制から彼らの商業上の交渉を守るという同一の理由、そして、彼らが義務を守っている親密な援助の相互性から、彼らが一体となつて生活することが必要とされるからである。

第三条 諸国民の間の戦争は、国王、專制君主、野心家、支配的な陰謀課たちによって犯される人類に対する犯罪である。人類に対するこれらの抑圧者は、法律の保護の外にあり、彼らを地上から一掃する者は、全世界の功労者である。

第四条 全世界の人間は、自由かつ権利において平等に生まれ、存在し、また、そうあり続けなければならない。この第一の原理が無視され、誤解されるところでは、どこでも專制と無政府状態が君臨する。

**第五条** 平穏に集会する権利、出版またはその他他の方法で、その意見を表明する権利は、人間の自由の明白な結果であり、これらの権利を宣言する必要があるのは、専制の存在、あるいはそれについての生々しい追憶のためである。

**第六条** 所有「権」とは、各市民が、法律によつて保障された財産の部分を享受し、処分する権利である。

**第五条** すべての市民に対する国家の神聖な責務である德育(education)、知育(instruction)、公衆道德の流布のみが、市民に、その権利の享受を実現可能なものにすることができる。

**第六条** 平等は、自由からの直接の帰結である。次のことは、この貴重な原理から由来する。

(i) 市民は、出生、財産もしくは身分上の差別なく、各自の能力に応じて、または、各々が抱かせる信頼の度合に応じて、あらゆる公職に就くことができる。

(ii) 社会の必要によって要請される租税の分担は、それが納税義務者の能力に応じて累進的である限りにおいてのみ、平等である。

(iii) わざかな賃金で生活する個人は、生活の糧となる労働生産物の上に課税されることはできない。

(iv) 地位に関するすべての差別的な標章は、職務執行の際にしか用いられない。

(v) 社会的報奨は、なされた奉仕の価値に従つて段階をつけられ、つねに専ら、徳行と個人的な功勞に対して認められ、かつ、つねに共同の利用に向けられる。

**第七条** 所有権は、他のすべての権利と同様に、他人の権利を尊重する義務によつて制限される。

**第七条** 社会の組織は、社会状態における人権の維持を唯一の目的とする。これらの権利とは、主権の行使、思想の自由、行動の自由、個人の自由・安全・保全、財産の享有、および圧制に対する抵抗を意味する。

**第八条** 所有権は、われわれの同胞の安全、自由、生存、所有を害してはならない。

**第八条** 主権の行使はすべての諸国民(les Nations)に帰属する。全権力は、本来的に、国民のうちにのみ存在する。それは、单一、不可分、不可譲で時効消滅しえず、委任状に

第九条 この原則を害するすべての取引は、本質的に不正かつ不道徳である。

第一〇条 社会は、その全構成員に對して、労働を確保することにより、あるいは、労働しえない者に生活の手段を保障することによって、その生存に備える義務をもつ。

第九条 委任者の正式な委任によらずに、公務を執行する者は、人民の主権を侵害する算奪者である。

第一一〇条 諸国民の主権の行使は、互いに等しく異なる八つの部分にわけられる。それは、社会状態における人がもつ次の権利である。

(i) 直接にすべての公的機関を選出する権利。

(ii) 社会の利益を討議する権利。

(iii) 法律を提案することを委任された受任者に、個別的には願望と意向を、全体的には「意思」を提示し、かくして、みずから法律の制定に參加する権利。

(iv) 自己の委任者の利益を裏切る議員を召還し、処罰する権利。  
(v) 公の租税の必要性を確認する権利。すなわち、自由に公の租税を承認し、その使途を見守り、税額、基準徵収、期間を決定する権利。

(vi) すべての公務員、行政官、官吏、國民の公金の管理者に、その事務について報告を要求する権利。

(vii) 受任者が、それらに法律としての効力を与え、かつ執行可能にするためには起した法律案 (décrets) を検討し、否認もしくは裁可する権利。

(viii) 任意に社会契約を再検討し、改造し、修正し、変更する、

よつて委任されることができるが、決して代表されることはない。すべての国家に、ただ一つの権力が存在する。それは、主権者たる諸国民の権力である。創設された諸機関は、そこから由来したものであり、つねにそれ「諸国民」に従属する。

**第一条** 生活必需品に欠乏する人々に対する必要不可欠の扶助は、余剰をもつものの負債である。この負債を支払う方法は、法律で定める。

**第二条** 収入が、自己の生存に要する額をこえない市民は、公の租税の負担を免除される。その他の市民は、財産の程度に応じて、累進的に、公の租税を負担しなければならない。

**第三条** 社会は、その全力をもって、公共の理性の進歩に尽くさなければならない。また、すべての市民が教育を受けられるようにしなければならない。

国家のなかの全体としての市民の権利。

**第一条** 思想の自由は、まず、すべての人間が最高存在に対して敬意を捧げる場合に自由でなければならない。ようにする。この自由の大原則は、いかなる種類の例外も認めない。ゆえに、国家は、信仰の表明が、社会契約によつて確立された秩序を乱すものでないかぎり、信仰に関する事柄に少しも介入しないし、また、してはならない。

思想の自由は、また、思想の自由な伝達、すべての意見に対する寛容をも確定する。思考すること。それは、人の最も貴重な権利である。したがつて、人は、その能力を、いかなる場合にも、禁止され、停止され、または制限されることなく、自由に書き、話し、出版することができなければならぬ。

**第二条** 行動の自由とは、すべての個人に属する、自由に往来し、集合し、創設された機関の統治や活動を批判し、監督し、要するに、社会と同胞に対していかなる損害ももたらさないことをすべて行うことのできる権利のことである。こうして、社会における各人の権利の行使は、他の共同の構成員に同じ権利の享受を保障しなければならないという社会契約によつて確かめられた限界をもつてゐる。

**第三条** 個人の自由とは、すべての個人がもつてゐる、投票し、選挙し、討議し、そして、各人に帰属する主権の部分を集会で行使する、争いえない権利のことである。社会契約は、市民が、この権利行使するに際して、中止もしくは停止されうる場合があることを予め定めておかなければならぬ。また、個人の自由とは、すべての人間がその労力と時

間を契約することは自由であるが、みずからを売買することができないことにある。個人の人格は不可譲である。

#### 第一四条 人民は主権者である。

したがって、政府は人民の所産であり、人民の財産である。公務員は人民の受任者である。人民は、好むままに政府を変え、受任者を解任することができる。

126

個人の安全は、次のことを要求する。  
(i) 何人も、社会契約によつて定められている場合で、かつそれが規定する形式によらなければ、逮捕され、訴追され、勾留されない。

(ii) 慣意的もしくは不正な命令によつて不安にさらされ、るすべての市民は、断固としてその命令に服さない権利がある。

(iii) 各個人は、身体に対する攻撃をうけた場合に、自衛のために、力によつてその力を撃退することができる。

(iv) 何人も、犯罪に先だつて公布され、公正に適用された法律によらなければ、法廷に召喚され、裁判されることはない。

(v) 被告人は、有罪の宣告を受けるまでは、無罪と推定される。したがつて、彼を逮捕することが不可欠と判断される場合にも、その身柄の確保にとって不必要に厳しい強制は、すべて社会契約によつて厳重に抑止されなければならない。

第一五条 個人の保全は、故意の殺人犯が社会から排除され、すべの悪人が罰せられることを要求する。刑罰は、犯罪に比例しなければならない。

第一六条 法律は、万人に対して平等でなければならぬ。法律は、社会にとって有害であるとのみを禁止することができる。また、社会にとって有用であることの

第一七条 法律は、社会にとって有害であるとのみを禁止することができる。また、社会にとって有用であることの

土地占有権は、社会においては限界をもつてい。その範囲は、商業、農業がいかなる被害もうけないもの保護の下にある。

みを命ずることができる。

**第一八条** 人の不滅の権利を侵害するあらゆる法律は、本質的に不正かつ暴虐なものであり、それは決して法律ではない。

でなければならない。いかなる国家においても貧乏人が多数を構成している。そして、彼らの自由、安全、身体の保全は、すべてに先行する財物であるから、彼らの最も自然な意思、最も不变な権利とは、富を獲得する野心を抑え、正義にかなう方法で富の巨大な不均衡を打破することによって、金持ちの圧制から身を守ることにある。

**第一八条** 社会状態における人は、次の四種類の財産を承認する。

すべての人が、主張し要求する権利をもつ、第一の最も神聖な財産は、彼らに生存の必要不可欠な手段を十分に保障するものである。それに劣らず本質的な第二の財産は、老人、病弱者あるいは労働しうる状態にない者には、休息という形で与えられる、赤貧者に対する慈善の実施、および、労働の提供によって、壯健な貧乏人に對して施される、救済による。第三の財産は、商業、農業の生産物または公私の地位および職務の給料である。第四の財産は、世襲財産および相続財産または贈与からなる。

**第一九条** 所有権は不可侵の権利であるから、それをもつ者はすべて、その行使が決して社会の破壊に向かわぬ限り、その性質いかんにかかわらず、任意に、自己の財産と收入を処分することができる。

**第二〇条** 竊盜、投機、独占、買占めによつて、公共財産の犠牲の上に蓄えられた財産は、社会が、確かな事實によつて公財私消の証拠を得たときは、即座に国有財産となる。

**第一九条** すべての自由な国家においては、法律は統治者の権力の濫用に對して、公共の自由と個人の自由を保護しなければならない。人民は善良で、役人は腐敗しやすいものだといふことを仮定しない制度はすべて悪い制度である。

**第二〇条** いかなる人民の部分も、人民全体の権力を行使しえない。しかし、人民の一部が表明する要望は、一般意思の形成に協力すべき人民の一部の要望として尊重されなければならない。集合した主権者の各部分（セクション）は完全な自由をもつてその意思を表明する権利を享受しなければな

らない。各セクションは、すべての設定された権威から本質的に独立し、審査と議決の権限をもつ。

第二一条　すべての市民は、徳と才能以外の差別なしに、人民の信頼以外のいかなる資格要件なしに、すべての公職に任命されることができる。

第二二条　すべての市民は、人民の受任者の選任と、法律の制定に参加する平等の権利をもつ。

第二一条　緊急の、確實に証明された公の必要が要求し、さらにつねに、正当な事前の補償の条件がなければ、何人も自分の財産を奪われない。

第二二条　圧制への抵抗は、貴重な蜂起の権利である。蜂起の権利は、ただ必要という法しか認めるべきではない。国王、專制君主、独裁者、野心家、支配的な陰謀家、暴君などいかなる形で現われようとも、それによって国民の主権が篡奪され侵害されるとき、圧制が存在する。軍隊や武力が国家の中で優越するとき、圧制が存在する。社会契約が定めた限界を、創設された諸機関が逸脱するとき、圧制が存在する。国民の公金が費消され、国費の費消が社会の貧困を極度に進めるとき、圧制が存在する。このような状況では、一齊蜂起こそが、独立を保障するもの、権利のうちで最も正当なもの、義務の最も神聖なものとなる。

第二三条　主権者たる国民が社会状態を形成するとき、その諸セクションは、内容を明示した委任状を携えた議員を派遣する。集合したその代理人たちは、自己の委任者の意図を開示し、彼らに法案を作成し提示する。多数がこれを承認すれば、その基本協約が社会契約と呼ばれる一つのまとまりとなる。

第二四条　法律は一般意思の表明である。この意思は、主権者集会に集合した市民が、セクションごとに表明した部分的な願望を収集し、比較し、検討することによってのみ知られるものである。

第二三条　これらの諸権利が架空のものにならず、平等が幻想にならないために、社会は、公務員に対して給与を支払わなければならない。また、労働によって生活する市民たちが、法律によって招集される公の集会に参加するため、自己および家族の生活を危うくすることがないようにしなければならない。

第二四条　すべての市民は、政府の役人および職員が、法律による機関ないし執行者であるときは、彼らに對して、敬虔に従わなければならない。

**第二十五条** しかしながら、自由・安全・所有を侵すすべての行為は、たとえ法律の名においてなされた場合でも、法律によつて定められた場合で、かつ、法律の定めた形式によらない限り、恣意的なものとなり、無効である。法律の尊重自体が、それに従うことを禁止する。さらに、万一、それが暴力によつて執行されるときは、それに反駁することが認められる。

**第二十六条** 公権力の担当者に請願を提出する権利は、すべての個人に属する。請願を提出された者は、目的とされた問題について、決定を下さなければならぬ。彼らは、決して、請願を禁止し、制限し、非難することはできない。

**第二十七条** 压制に対する抵抗は、他の人権の帰結である。

**第二十八条** 社会の構成員の一人でも抑圧されるときは、社会に対する圧制が存在する。社会が抑圧されるときは、各構成員に対する圧制が存在する。

**第二十九条** 政府が人民の諸権利を侵害するとき、蜂起は、人民および人民の各部分にとって最も神聖な権利であり、最も不可欠な義務である。

**第三〇条** 社会保障が、市民に対して欠けるとき、各市民は、みずからそのすべての権利を守るために自然権を回復する。形式に従わせるることは、専制の最高の巧緻である。

**第一五一条** 国家において創設された機関の第一のものは、国民代表部とよばれ、第二のものは法律執行委員会と呼ばれる。

**第一六二条** 社会契約は、公職の終身制を正式に禁止する。

**第二七三条** 社会契約は、公職の兼任を許容してはならない。すべての創設された機関の間に、明確な分離を確立しなければならない。

**第二八四条** 社会契約は、弱い人間を強い人間から守ることに特別に専念しなければならない。

**第二九五条** 社会契約は、さらに公務員の野心を制限することを特にめざさなければならない。したがつて、いかなる者であれ、義務に違反した場合は、その使命の大きさに比例して刑罰を科せられる。

**第三〇六条** 社会状態における人権の維持には、あまねく主権者たる諸国民の独立を必要とする。そうあるべきである。

〔訳文中的傍線部分は、原文中に、大文字が用いられている箇所である〕

第三二条 公職は、特典とも褒賞ともみなされることはできない。それは、公的な義務とみなされるべきである。

第三三条 人民の受任者の犯罪は、厳格かつ簡易な手続きで罰せられなければならない。何人も、他の市民に対して、自己が不可侵であると主張する権利はもたない。

第三四条 人民は、その受任者の活動のすべてについて知る権利をもつ。受任者はその取扱いについて、忠実に人民に報告し、尊敬をもって人民の審判に従わなければならない。

第三五条 すべての國の人間は、兄弟である。異國の人民も、自國の市民と同様に、その能力に応じて、互いに助け合わなければならない。

第三六条 一つの国民を抑圧する者も、万人の敵と宣言される。

第三七条 人民に対して、戦争によって自由の進歩を止め、人間の諸権利を侵害する者は、通常の敵としてではなく、反逆的な殺人者、強奪者として、万人によつて追及されなければならない。

第三八条 国王、貴族、暴君は、いかなる者であれ、地上の主権者すなわち人類と、世界の創造者すなわち自然に対して反逆する奴隸である。